

## 定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

### 【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令 <small>※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）の6省令を改正</small>	電波法（昭和25年法律第131号）	別添 1
(2) 電波法施行規則第3条第1項第15号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件（令和3年総務省告示第91号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第3条第1項第15号	別添 2
(3) 免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件（令和4年総務省告示第331号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第5条の2	別添 3
(4) 外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件（平成5年郵政省告示第326号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第34条の8及び第34条の9	別添 4
(5) 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）別表第1号の3第1の表21の項及び第2の表2の項	別添 5
(6) 電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件（告示）【新規制定】	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）新規規則第10条の2	別添 6
(7) 電波法施行規則第11条の3第7号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件（平成21年総務省告示第262号）を廃止する件	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第11条の3第7号	別添 7
(8) 電波法施行規則第34条の10の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件（令和3年総務省告示第92号）を廃止する件	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第34条の10	別添 8

(9)	アマチュア局に指定が可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件（告示）【新規制定】 ※併せて、アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件（平成21年総務省告示第127号）を廃止	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第10条の2第4項及び第21条第5項	別添9
(10)	無線局免許手続規則の規定により総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（告示）【新規制定】	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第15条の5第1項第2号	別添10
(11)	無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件（昭和三十六年郵政省告示第百九十九号）の一部を改正する件（告示）	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第15条の5第1項第3号	別添11
(12)	アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（告示）【新規制定】 ※併せて、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成21年総務省告示第179号）を廃止	無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第258条の2	別添12
(13)	アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（告示）【新規制定】 ※併せて、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成21年総務省告示第125号）を廃止	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第2号第54	別添13
(14)	特性試験の試験方法を定める件（平成16年総務省告示第88号）の一部を改正する件（告示）	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）別表第1号1(3)	別添14
(15)	無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成5年郵政省告示第553号）の一部を改正する件（告示）	無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第21条第1項第6号	別添15
(16)	登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第279号）の一部を改正する件（告示）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第20条及び別表第7号第3の3(2)	別添16
(17)	電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（別紙1 無線局の局種別審査基準・第15、第15の2／別紙3 無線従事者関係審査基準・2）	電波法（昭和25年法律第131号）	別添17

【参考】※意見公募の対象ではありません。

(18)	電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（別表3識別信号の指定基準・表1・19アマチュア局）	電波法（昭和25年法律第131号）	別添18
------	---	-------------------	------

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第八条 【略】</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。</p> <p>〔一〇十三 略〕</p> <p>十四 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。第十条の二の二第六号において同じ。）に限る。）</p> <p>〔十五 略〕</p> <p>（許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の変更）</p> <p>第十条の二 法第九条第一項ただし書の規定により変更の許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項は、前条第一項及び第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の送信機に接続する付属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を求さないものに限る。）の工事設計の全部又は一部について変更するもの</p> <p>二 その他総務大臣が別に告示するもの</p> <p>2 前項の規定は、法第十七条第三項において法第九条第一項ただし書の規定を準用する場合に準用する。</p> <p>（運用開始の届出を要しない無線局）</p> <p>第十条の二の二 【略】</p> <p>（公表する免許状記載事項等）</p> <p>第十一条 【略】</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>5 前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>〔六〇八 略〕</p> <p>（混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報）</p> <p>第十一条の二の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第一(2)、第一(9)、第一(10)及び第一(11)に規定する無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同表第一(4)、第二(5)及び第二(6)に規定する無線局のうち</p>	<p>第八条 【同上】</p> <p>2 【同上】</p> <p>〔一〇十三 同上〕</p> <p>十四 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。第十条の二第六号において同じ。）に限る。）</p> <p>〔十五 同上〕</p> <p>【新設】</p> <p>（運用開始の届出を要しない無線局）</p> <p>第十条の二 【同上】</p> <p>（公表する免許状記載事項等）</p> <p>第十一条 【同上】</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>5 前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>〔六〇八 同上〕</p> <p>（混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報）</p> <p>第十一条の二の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第一(2)、第一(9)、第一(10)及び第一(11)に規定する無線局（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同表第一(4)、第二(5)及び第二(6)に規定する無線局のうち</p>

うち一〇未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

〔二・六 略〕

七 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント(九曲を超え五二六・五曲以下の周波数の電波を使用する場合は、〇・〇〇五パーセント)以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

〔八 略〕

第三十四条の十 法第三十九条の十二ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下この項において同じ。)の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮(立会い(これに相当する適切な措置を執るものを含む。))をするものに限る。以下この号及び次項において同じ。)の下に行う場合であつて、次に掲げる条件に適合するとき。

- (1) 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として一時的に行われるものであること。
- (2) 当該無線設備の操作を指揮する無線従事者の行うことができる無線設備の操作(モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。)の範囲内であること。
- (3) 当該無線設備の操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については、当該無線設備の操作を指揮する無線従事者が行うこと。
- (4) 当該無線設備の操作を行う者が、法第五条第三項各号のいずれか又は法第四十二条第一号若しくは第二号に該当する者でないこと。

二 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に行う場合であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するとき。

〔削る〕

2 前項第一号に規定する無線設備の操作を指揮する無線従事者は、当該無線設備の操作を行う者が無線技術に対する理解と関心を深めるとともに、当該操作に関する知識及び技能を習得できるよう、適切な働きかけに努めるものとする。

(記載事項等の変更)

第四十三条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 社団(公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものを除く。)であるアマチュア局の免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合

一〇未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 〔同上〕

〔二・六 同上〕

七 アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

〔八 同上〕

第三十四条の十 法第三十九条の十二ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合であつて、当該各号に応じて総務大臣が別に告示する条件に適合するときとする。

〔新設〕

一 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合

二 家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合

〔新設〕

(記載事項等の変更)

第四十三条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 社団(公益社団法人を除く。)であるアマチュア局の免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

通信局長に届け出なければならない。

〔5〕8 略

(権限の委任)

第五十一条の十五 〔略〕

〔2〕4 略

5|| アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下この項において同じ。)に係る申請について、申請に係る無線局に関する第二項の表の下欄に掲げる場所と申請に係る無線従事者の免許に関する同表の下欄に掲げる場所とが異なる場合であつて、当該申請がこれらのいずれかの場所を管轄する総合通信局長に同時に提出されるときにおける第一項の所管総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、当該アマチュア局の無線設備の常置場所(常置場所を船舶又は航空機とする無線局にあつては、当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地)又は当該アマチュア局の送信所(通信所又は演奏所があるときは、その通信所又は演奏所)の所在地を管轄する総合通信局長とする。

6|| 〔略〕

別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)

一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるもの場合

〔1〕3 略

(4) 総務大臣が別に告示する無線設備を使用するアマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)に係るもの

〔5〕略

〔二〕略

〔5〕8 同上

(権限の委任)

第五十一条の十五 〔同上〕

〔2〕4 同上

〔新設〕

5|| 〔同上〕

別表第二号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔1〕3 略

(4) 総務大臣が別に告示する無線設備を使用するアマチュア局に係るもの

〔5〕略

〔二〕略

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
目次		目次	
「第一章 略」		「第一章 略」	
第二章 「略」		第二章 「同上」	
「第一節く第二節の二 略」		「第一節く第二節の二 略」	
第二節の三 特定無線局の免許手続の特例(第二十條の四―第二十條の十二)		第二節の三 特定無線局の免許手続の特例(第二十條の四―第二十條の十二)	
第二節の四 アマチュア局の様式の特例(第二十條の十三)			
「第三節 略」		「第三節 略」	
「第三章く第八章 略」		「第三章く第八章 略」	
附則		附則	
(申請書)		(申請書)	
第三條 「略」		第三條 「同上」	
2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下「人工衛星等のアマチュア局」という。)を除く。)にあつては、第二十條の十三に定める様式によることができる。		2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。	
(添付書類)		(添付書類)	
第四條 「略」		第四條 「同上」	
2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)にあつては、第二十條の十三に定める様式によることができる。		2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。	
「表 略」		「表 同上」	
(資料の提出)		(資料の提出)	
第五條 「略」		第五條 「同上」	
2 無線局根本基準第六條の二第一号③に該当する者がアマチュア局の免許を申請するときは、次に掲げる事項を記載した書類を第四條第一項の無線局事項書及び工事設計書に添えて提出しなければならない。ただし、公益社団法人その他これに準ずる者であつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。		2 無線局根本基準第六條の二第一号③に該当する者がアマチュア局の免許を申請するときは、次に掲げる事項を記載した書類を第四條第一項の無線局事項書及び工事設計書に添えて提出しなければならない。ただし、公益社団法人にあつては、第一号及び第三号に掲げる事項を除く。	
「一く三 略」		「一く三 同上」	
「3く5 略」		「3く5 同上」	
(添付書類の写しの提出部数等)		(添付書類の写しの提出部数等)	
第八條 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。		第八條 「同上」	
区分	書類	区分	書類

<p>一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波救局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局に限る。）及び気象援助局</p>	<p>無線局事項書及び工事設計書の写し 二通</p>
<p>〔二 略〕</p>	

2 〔略〕  
 （予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）

第十条の二 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式、周波数及び空中線電力であつてアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）に係るものは、アマチュア局について指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号として総務大臣が別に告示するものにより表示するものとする。  
 （工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条 〔略〕

2 前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

〔3～5 略〕

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五 〔略〕

〔一 略〕

二 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）であつて、適合表示無線設備その他の総務大臣が別に告示する無線設備のみを使用するものうち、当該無線設備の送信機に附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電气的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）を接続するもの

三 前二号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

〔2・3 略〕

（再免許の申請）

<p>一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波救局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局</p>	<p>無線局事項書及び工事設計書の写し 二通</p>
<p>〔二 同上〕</p>	

2 〔同上〕  
 （予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）

第十条の二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式でアマチュア局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条 〔同上〕

2 前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。

〔3～5 同上〕

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五 〔同上〕

〔一 同上〕

〔新設〕

二 前号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

〔2・3 同上〕

（再免許の申請）

第十六条 「略」

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。（申請の期間）

第十八条 再免許の申請は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間に行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

- 一 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。） 免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間
- 二 特定実験試験局 免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間
- 三 前二号に掲げる無線局以外の無線局 免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間

〔2・3 略〕

第二節の四 アマチュア局の様式の特例

（アマチュア局の様式の特例）

第二十条の十三 次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請又は届出は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

アマチュア局	様式	様式の特例
一 空中線電力五〇ワット以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局であつて移動するもの（個人が開設するものに限る。）	別表第一号（無線局の免許申請に限る。）及び別表第二号の三第3	別表第十三号第1
	別表第四号及び別表第二号の三第3	別表第十三号第2
一 アマチュア局	別表第一号（無線局の再免許申請に限る。）	別表第十四号第1
	別表第四号	別表第十四号第2

（様式等）

第二十一条 「略」

〔2〜4 略〕

5 第十条の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許状に電波の型式、周波数及び空中線電力を記載する場合に準用する。

〔6 略〕

第十六条 「同上」

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。（申請の期間）

第十八条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔2・3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

（様式等）

第二十一条 「同上」

〔2〜4 同上〕

5 第十条の二第四項の規定は、アマチュア局に係る免許状に電波の型式を記載する場合に準用する。

〔6 同上〕

別表第二号の三第3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

### 別記 1

別表第六号の三 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）  
第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

### 別記 2

[第2 略]

別表第十三号第1 アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

### 別記 3

別表第十三号第2 アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

### 別記 4

別表第十四号第1 アマチュア局の再免許申請書（無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する場合に限る。）の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

### 別記 5

別表第十四号第2 アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

### 別記 6

別表第二号の三第3 [同左]

### 別記 1

別表第六号の三 [同左]  
第1 [同左]

### 別記 2

[第2 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は付記による。

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(禁止する通報)</p> <p>第二百五十九条 アマチュア局の送信する通報は、他人の依頼によるものであつてはならない。</p> <p>ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報は、この限りでない。</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第二百六十一条 アマチュア局の運用については、この章に規定するもののほか、第四章及び次章の規定を準用する。</p>	<p>(禁止する通報)</p> <p>第二百五十九条 アマチュア局の送信する通報は、他人の依頼によるものであつてはならない。</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第二百六十一条 アマチュア局の運用については、この章に規定するものの外、第四章の規定を準用する。</p>

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二号（第6条関係）            [第1～第53 略]            第54 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。            [第55～第78 略]</p>	<p>別表第二号（第6条関係）            [第1～第53 同左]            第54 アマチュア局（人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するものを除く。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。            [第55～第78 同左]</p>
<p>標準 電波法 [ ] の改正案の概要</p>	

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十一の三十四 略〕</p> <p>十二 <del>アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)</del> に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下(五四MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下)のもの</p> <p>〔十三〇八十 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一の三十四 同上〕</p> <p>十二 <del>アマチュア局</del>に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下(五四MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下)のもの</p> <p>〔十三〇八十 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「 〓 」の記載は注記である。</p>	

(無線従事者規則の一部改正)

第六条 無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(認定の基準)</p> <p>第二十一条 法第四十一条第二項第二号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>【一〇六 略】</p> <p>七 授業形態は、<u>同時受講型授業</u>(イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ)、<u>随時受講型授業</u>(ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。)<u>又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業及び随時受講型授業の組合せによる授業をいう。以下同じ。)</u>のいずれかに該当するものであること。</p> <p>【イホ 略】</p> <p>【ハ 略】</p> <p>九 <u>同時受講型授業又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。)</u>の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>【十〇十二 略】</p> <p>十三 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間(<u>随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。)</u>)の場合にあつては、講師等の担当する授業科目)、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。</p> <p>【二・三 略】</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第二十二条 法第四十一条第二項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、標準教科書以外の教科書を使用する場合はその使用する教科書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教科書と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教科書の提出を省略することができる。</p> <p>【一〇五 略】</p> <p>六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>イ 実施の期間及び場所(<u>随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。)</u>の場合にあつては、受講形態の概要)</p> <p>ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(<u>同時受講型授業又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。)</u>の場合にあつては、時間割を含む。)並びに実施要領(前条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)</p> <p>ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間(<u>随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。)</u>)の場合にあつては、担当する授業科目)</p> <p>【三〇ル 略】</p>	<p>(認定の基準)</p> <p>第二十一条 【同上】</p> <p>【一〇六 同上】</p> <p>七 授業形態は、<u>授業科目別に同時受講型授業</u>(イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。)<u>又は随時受講型授業(ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。)</u>に該当するものであること。</p> <p>【イホ 同上】</p> <p>【ハ 同上】</p> <p>九 <u>同時受講型授業</u>の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>【十〇十二 同上】</p> <p>十三 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間(<u>随時受講型授業の場合にあつては、講師等の担当する授業科目)</u>、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。</p> <p>【二・三 同上】</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第二十二条 【同上】</p> <p>【一〇五 同上】</p> <p>六 【同上】</p> <p>イ 実施の期間及び場所(<u>随時受講型授業の場合にあつては、受講形態の概要</u>)</p> <p>ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(<u>同時受講型授業の場合にあつては、時間割を含む。)</u>並びに実施要領(前条第二項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)</p> <p>ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間(<u>随時受講型授業の場合にあつては、担当する授業科目</u>)</p> <p>【三〇ル 同上】</p>

[七く九 略]  
[2 略]

(変更の承認等)

第二十五条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類(使用する教科書を変更しようとするときは、変更後使用する教科書を含む。)を提出し、あらかじめ総合通信局長の承認を受けなければならない。

一 長期型養成課程以外の養成課程

[イ・ロ 略]

ハ 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

(1) 略

(2) 授業科目及び授業科目別授業時間(同時受講型授業又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。))にあつては、時間割を含む。)並びに実施要領(第二十一条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)

(3) (9) 略

[ニ・ホ 略]

[二 略]

[2 略]

3 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。

一 長期型養成課程以外の養成課程

[イ 略]

ロ 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

(1) 実施場所(随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。))の場合にあつては、受講形態の概要)

(2) (5) 略

[ハ 略]

[二 略]

(報告)

第二十六条 [略]

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

[一 略]

一 養成課程が終了したとき。

[イくハ 略]

二 講師等の氏名及び担当科目別授業時間(随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。))の場合にあつては、担当する授業科目)

[ホくチ 略]

別表第六号(第二十一条関係)

[七く九 同上]  
[2 同上]

(変更の承認等)

第二十五条 [同上]

一 [同上]

[イ・ロ 同上]

ハ [同上]

(1) 同上

(2) 授業科目及び授業科目別授業時間(同時受講型授業にあつては、時間割を含む。)並びに実施要領(第二十一条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)

(3) (9) 同上

[ニ・ホ 同上]

[二 同上]

[2 同上]

[同上]

一 [同上]

[イ 同上]

ロ [同上]

(1) 実施場所(随時受講型授業の場合にあつては、受講形態の概要)

(2) (5) 同上

[ハ 同上]

[二 同上]

(報告)

第二十六条 [同上]

2 [同上]

[一 同上]

二 [同上]

[イくハ 同上]

二 講師等の氏名及び担当科目別授業時間(随時受講型授業の場合にあつては、担当する授業科目)

[ホくチ 同上]

別表第六号(第二十一条関係)

[表略]

注 随時受講型授業又は同時・随時受講型授業にあつては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。

別表第十一号様式（第46条、第50条関係）

[表同左]

注 随時受講型授業にあつては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。

別表第十一号様式（第46条、第50条関係）

無線従事者 ※口免許 申請書  
□免許証再交付

年 月 日

総務大臣 ( ) 殿

写真ちよう付欄

1 申請者本人が写っているもの  
2 正面、無帽、無背景、上半身で6ヶ月以内に撮影されたもの  
3 縦30mm×横24mm  
4 写真は免許証に転写されるので特からはみ出さないようにはってください

収入印紙ちよう付欄

(この欄にはりきれないときは、他を裏面下部にはってください。また、申請者は消印しないでください)

(収入印紙を必要額を超えてはっている場合は、申請書の空白に「酒納米」の語「氏名」のように記入してください)

(はりきれないときは裏面下部へ)

申請資格

フリガナ(姓) (名)  
氏 漢字(姓) (名)  
名

無線通信士、第一級海上特殊無線技士、アマチュア無線技士にあつては、ヘボン式ローマ字による氏名が免許証に併記されます。非ヘボン式ローマ字による氏名を併記する場合には、□に非ヘボン式を希望します。

LAST NAME (姓) (活字体大文字で記入) FIRST NAME (名)

生年月日 年 月 日

住所 〒

電話 ( )  
日中の連絡先 ( )  
「メールアドレス」

所持人自署  
無線通信士、第一級海上特殊無線技士の場合は必ず署名してください。

(この署名は免許証にそのまま転写されますから、枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。)

□※無線従事者規則第46条の規定により、免許を受けたので(別紙書類を添えて)申請します。 □※同時にアマチュア局に係る申請書を提出します。

国家試験合格 受験番号 ( ) 年 月 日合格

養成課程修了 認定施設者の名称 (市区町村名) ( ) 年 月 日修了  
修了証明書の番号

資格、業務経歴等

資格	現に有する資格	講習の種類	修了した認定講習
資格			
免許証の番号		修了番号	
免許の年月日		修了年月日	

※ □はい 該当する場合はその内容  
□いいえ

学校卒業 学校卒業で資格を取得しようとする場合は□にレ印を記入してください。 ※ □いいえ

欠格事由の有無 無線従事者規則第46条第1項各号のいずれかに該当しますか。(いずれかの□にレ印を必ず記入してください。)

下の欄に住民票コード又は現に有する無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の番号のいずれか1つを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。

□※無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付を受けたいので(別紙書類を添えて)申請します。 □※同時にアマチュア局に係る申請書を提出します。

再交付申請の理由 ※ □汚損、破損したため 氏名を変更した場合は右の欄に変更前の氏名を記入してください。 □失ったため □氏名を変更したため 変更前の氏名 フリガナ 漢字

注意

- 大枠内の所定の欄に黒インク又は黒ボールペンで記入してください。ただし、※のある欄では□枠内にレ印を記入してください。
- この用紙は機械で読み取りますので、写真や所持人自署欄に折り目をつけたり、署名が枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。
- 申請の際に必要な書類等は次のとおりです。

免許申請

国家試験合格	氏名及び生年月日を証する書類	免許証の転写を希望するときは所定の郵便切手をはり、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により申請してください。
養成課程修了	修了証明書、氏名及び生年月日を証する書類	
資格、業務経歴等	業務経歴証明書、修了証明書(認定講習を受講した場合に限る。)、氏名及び生年月日を証する書類	
学校卒業	科目履修証明書、履修内容証明書(科目確認を受けていない学校を卒業(専門職大学の前期課程にあっては、修了)した場合に限る。)、卒業証明書(専門職大学の前期課程を修了した者には、修了証明書)、氏名及び生年月日を証する書類	

再交付申請

氏名変更	免許証、氏名の変更の事実を証する書類
汚損、破損	汚損、又は破損した免許証

(数字の単位は、ミリメートル) (用紙は日本産業規格A列4番・白色)

注 総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

無線従事者 ※口免許 申請書  
□免許証再交付

年 月 日

総務大臣 ( ) 殿

写真ちよう付欄

1 申請者本人が写っているもの  
2 正面、無帽、無背景、上半身で6ヶ月以内に撮影されたもの  
3 縦30mm×横24mm  
4 写真は免許証に転写されるので特からはみ出さないようにはってください

収入印紙ちよう付欄

(この欄にはりきれないときは、他を裏面下部にはってください。また、申請者は消印しないでください)

(収入印紙を必要額を超えてはっている場合は、申請書の空白に「酒納米」の語「氏名」のように記入してください)

(はりきれないときは裏面下部へ)

申請資格

フリガナ(姓) (名)  
氏 漢字(姓) (名)  
名

無線通信士、第一級海上特殊無線技士、アマチュア無線技士にあつては、ヘボン式ローマ字による氏名が免許証に併記されます。非ヘボン式ローマ字による氏名を併記する場合には、□に非ヘボン式を希望します。また、申請者は消印しないでください。

LAST NAME (姓) (活字体大文字で記入) FIRST NAME (名)

生年月日 年 月 日

住所 〒

電話 ( )  
日中の連絡先 ( )  
「メールアドレス」

所持人自署  
無線通信士、第一級海上特殊無線技士の場合は必ず署名してください。

(この署名は免許証にそのまま転写されますから、枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。)

□※無線従事者規則第46条の規定により、免許を受けたので(別紙書類を添えて)申請します。 □※同時にアマチュア局に係る申請書を提出します。

国家試験合格 受験番号 ( ) 年 月 日合格

養成課程修了 認定施設者の名称 (市区町村名) ( ) 年 月 日修了  
修了証明書の番号

資格、業務経歴等

資格	現に有する資格	講習の種類	修了した認定講習
資格			
免許証の番号		修了番号	
免許の年月日		修了年月日	

※ □はい 該当する場合はその内容  
□いいえ

学校卒業 学校卒業で資格を取得しようとする場合は□にレ印を記入してください。 ※ □いいえ

欠格事由の有無 無線従事者規則第46条第1項各号のいずれかに該当しますか。(いずれかの□にレ印を必ず記入してください。)

下の欄に住民票コード又は現に有する無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の番号のいずれか1つを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。

□※無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付を受けたいので(別紙書類を添えて)申請します。 □※同時にアマチュア局に係る申請書を提出します。

再交付申請の理由 ※ □汚損、破損したため 氏名を変更した場合は右の欄に変更前の氏名を記入してください。 □失ったため □氏名を変更したため 変更前の氏名 フリガナ 漢字

注意

- 大枠内の所定の欄に黒インク又は黒ボールペンで記入してください。ただし、※のある欄では□枠内にレ印を記入してください。
- この用紙は機械で読み取りますので、写真や所持人自署欄に折り目をつけたり、署名が枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。
- 申請の際に必要な書類等は次のとおりです。

免許申請

国家試験合格	氏名及び生年月日を証する書類	免許証の転写を希望するときは所定の郵便切手をはり、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により申請してください。
養成課程修了	修了証明書、氏名及び生年月日を証する書類	
資格、業務経歴等	業務経歴証明書、修了証明書(認定講習を受講した場合に限る。)、氏名及び生年月日を証する書類	
学校卒業	科目履修証明書、履修内容証明書(科目確認を受けていない学校を卒業(専門職大学の前期課程にあっては、修了)した場合に限る。)、卒業証明書(専門職大学の前期課程を修了した者には、修了証明書)、氏名及び生年月日を証する書類	

再交付申請

氏名変更	免許証、氏名の変更の事実を証する書類
汚損、破損	汚損、又は破損した免許証

(数字の単位は、ミリメートル) (用紙は日本産業規格A列4番・白色)

注 総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

備考 表中の [ ] の記載は空記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、令和〇年〇月〇日から施行する。ただし、第一条（電波法施行規則第十一条の三七号の改正規定、第三十四条の十の改正規定及び第四十三条第四項の改正規定を除く。）及び第二条（無線局免許手続規則第五条第二項の改正規定並びに別表第二号の三第3の注6、注8ただし書、注14（1）イ及び同注（2）の改正規定を除く。）の規定並びに第六条（無線従事者規則別表第十一号様式の改正規定に限る。）の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令による改正前の無線局免許手続規則（以下「旧免許手続規則」という。）第十条の二第四項（旧免許手続規則第二十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく電波の型式、周波数及び空中線電力の表示は、この省令の施行の日以降においては、この省令による改正後の無線局免許手続規則（以下「新免許手続規則」という。）の規定に従って相当の電波の型式、周波数及び空中線電力の表示をしているものとみなす。
- 3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、新免許手続規則別表第二号の三第3の様式にかかわらず、第一項ただし書に規定する施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。この場合において、新免許手続規則別表第二号の三第

3の様式の7の欄、同様式の12の欄及び同様式の15の欄中「周波数測定装置の有無」に掲げる事項について旧免許手続規則別表第二号の三第3の様式の余白に記載するものとする。

4 無線従事者免許申請書及び無線従事者免許証再交付申請書は、この省令による改正後の無線従事者規則（以下「新無線従事者規則」という。）別表第十一号の様式にかかわらず、第一項ただし書に規定する施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。この場合において、新無線従事者規則第四十六条又は第五十条に基づく申請と、アマチュア局の免許に係る申請（法第六条の規定によるアマチュア局の免許の申請又は法第十九条の規定による電波の型式、周波数及び空中線電力の指定の変更の申請に限る。）とを同時にするとき、その旨をこの省令による改正前の無線従事者規則別表第十一号様式の余白に記載するものとする。

改正後	改正前
<p>別表第二号の三第3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第5及び別表第二号の二第8のとおりとする。</p>	<p>別表第二号の三第3 [同左]</p> <p>[同左]</p>

無線局事項書及び工事設計書		
1 免許の番号	A第 号	
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更	
3 個人/社団(クラブ)の別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 社団(クラブ)	
4 住所	都道府県-市区町村コード [ ]	
	〒( )	
	電話番号( ) - ( )	
国籍 [ ]		
5 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 日付指定: 月 日	
7 無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者 同時申請の資格 免許同時申請 国家試験受験番号 修了証明書の番号	
8 無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項	
9 呼出符号		
10 無線設備の設置場所 又は常置場所	都道府県-市区町村コード [ ]	
	住所	
11 移動範囲	<input type="checkbox"/> 移動する(陸上、海上及び上空) <input type="checkbox"/> 移動しない	
12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力	
13 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 4・5 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 15	
14 備考		
15 工事設計書	変更の種類別 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
	送信機	適合表示無線設備の番号
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		変調方式コード
		終段管 名称個数 電圧 V
		定格出力(W)
	送信機	変更の種類別 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更
		適合表示無線設備の番号
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		変調方式コード
		終段管 名称個数 電圧 V
		定格出力(W)
	送信空中線の型式	
	周波数測定装置の有無	周波数測定装置 施行規則第11条の3第7号の装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	添付図面	<input type="checkbox"/> 送信機系統図
その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。	

1 校目			
無線局事項書及び工事設計書			
1 免許の番号	A第 号		
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更		
3 社団(クラブ)/個人の別	<input type="checkbox"/> 社団(クラブ) <input type="checkbox"/> 個人		
4 住所	都道府県-市区町村コード [ ]		
	〒( )		
	電話番号( ) - ( )		
国籍 [ ]			
5 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ		
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日		
7 無線従事者免許証の番号			
8 無線局の目的	アマチュア業務用		
9 通信事項	アマチュア業務に関する事項		
10 呼出符号			
11 無線設備の設置場所 又は常置場所	都道府県-市区町村コード [ ]		
	住所		
12 移動範囲	<input type="checkbox"/> 移動する(陸上、海上及び上空) <input type="checkbox"/> 移動しない		
13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力
	<input type="checkbox"/> 135kHz	<input type="checkbox"/> 3 LA <input type="checkbox"/> 4 LA	W
	<input type="checkbox"/> 475.5kHz	<input type="checkbox"/> 3 MA <input type="checkbox"/> 4 MA	W
	<input type="checkbox"/> 1.9MHz	<input type="checkbox"/> A 1 A <input type="checkbox"/> 3 MA <input type="checkbox"/> 4 MA	W
	<input type="checkbox"/> 3.5MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
	<input type="checkbox"/> 3.8MHz	<input type="checkbox"/> 3 HD <input type="checkbox"/> 4 HD	W
	<input type="checkbox"/> 7MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
	<input type="checkbox"/> 10MHz	<input type="checkbox"/> 2 HC	W
	<input type="checkbox"/> 14MHz	<input type="checkbox"/> 2 HA	W
	<input type="checkbox"/> 18MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA	W
	<input type="checkbox"/> 21MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
	<input type="checkbox"/> 24MHz	<input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA	W
	<input type="checkbox"/> 28MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
	<input type="checkbox"/> 50MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
	<input type="checkbox"/> 144MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
	<input type="checkbox"/> 430MHz	<input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF	W
	<input type="checkbox"/> 1200MHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
	<input type="checkbox"/> 2400MHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
	<input type="checkbox"/> 5600MHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
	<input type="checkbox"/> 10.1GHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
	<input type="checkbox"/> 10.4GHz	<input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF	W
	<input type="checkbox"/> 24GHz		W
	<input type="checkbox"/> 47GHz		W
	<input type="checkbox"/> 77GHz		W
	<input type="checkbox"/> 135GHz		W
	<input type="checkbox"/> 249GHz		W
	<input type="checkbox"/>		W
<input type="checkbox"/>		W	
<input type="checkbox"/> 4630kHz		W	
14 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 3~5 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 16		
15 備考			

2枚目

16 工事設計書	第 送信機	変更の種類別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
		適合表示無線設備の番号			
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
		変調方式コード			
		終段管	名称個数	電圧	V
		定格出力(W)			
	第 送信機	変更の種類別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
		適合表示無線設備の番号			
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
		変調方式コード			
		終段管	名称個数	電圧	V
		定格出力(W)			
	第 送信機	変更の種類別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
		適合表示無線設備の番号			
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
		変調方式コード			
終段管		名称個数	電圧	V	
定格出力(W)					
第 送信機	変更の種類別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更			
	適合表示無線設備の番号				
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲				
	変調方式コード				
	終段管	名称個数	電圧	V	
	定格出力(W)				
送信空中線の型式					
周波数測定装置の有無		<input type="checkbox"/> 有 (誤差0.025%以内) <input type="checkbox"/> 無			
添付図面		<input type="checkbox"/> 送信機系統図			
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。			

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 する 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 <u>10 11 12 14 15</u>	(注) 開設に該当する。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 <u>9 13 15</u>	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更 に 該当する。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 <u>9 10 11 13</u>	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更 に 該当する。
4 法第19条の規定による変更申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) <u>9 (注4) 12</u> <u>(注3) 13 14</u>	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更 に 該当する。 (注3) この欄の変更の場合に限る。 (注4) この欄の変更をしない場合に限る。
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 2 (注) 3 4 5 <u>9</u> <u>10 13</u>	(注) 変更 に 該当する。

[2・3 略]

4 3の欄は、個人又は社団（クラブ）の区別により、該当する口にレ印を付けること。

注1 [同左]

区 別	記 載 する 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 <u>11 12 13 15 16</u>	[同左]
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 <u>10 14 16</u>	[同左]
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 <u>10 11 12 14</u>	[同左]
4 法第19条の規定による変更申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) <u>10 (注4) 13</u> <u>(注3) 14 15</u>	[同左]
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 2 (注) 3 4 5 <u>10</u> <u>11 14</u>	[同左]

[2・3 同左]

4 3の欄は、社団（クラブ）又は個人の区別により、該当する口にレ印を付けること。

[ 5 略]

6 5の欄は、申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるもの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

[ 7 略]

8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものを除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること（当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格が代表者以外の者である場合は、14の欄に当該者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載すること。）。

また、無線従事規則第46条に基づく無線従事者の免許又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合（社団の場合を除く。）においては□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

9 9の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 10の欄は、次によること。

[(1)~(3) 略]

11 11の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12 12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。また、申請者が社団の場合であつて、当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格によらず指定を希望する場合は、14の欄に第10条の2の規定に基づく記号を「希望する周波数等の記号 ○○○」のように記載すること。

[削る]

[削る]

13 13の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14 14の欄は、次によること。

(1) 免許の申請の場合

[ア 略]

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

(2) 遠隔操作を行う場合

[ 5 同左]

6 5の欄は、申請者が社団の場合はその名称及び代表者の氏名（一般社団法人の場合は代表者の氏名を除く。）を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

[ 7 同左]

8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（一般社団法人を除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。

9 10の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 11の欄は、次によること。

[(1)~(3) 同左]

11 12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12 13の欄は、次によること。

(1) 該当する□にレ印を付けることとし、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

(2) 変更の申請の場合であつても、変更後に発射する全ての周波数帯、空中線電力及び電波の型式について、該当する□にレ印を付けること。

13 14の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14 15の欄は、次によること。

(1) [同左]

[ア 同左]

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

(2) [同左]

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

[ア～ウ 略]

[(3)・(4) 略]

15 15の欄は、次によること。

[(1)～(13) 略]

(14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

また、送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電气的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）は、□にレ印を付けることを要せず、送信機系統図（附属装置の諸元を含む。）の提出を要しない。

[(15) 略]

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

[ア～ウ 同左]

[(3)・(4) 略]

15 16の欄は、次によること。

[(1)～(13) 同左]

(14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

また、現に免許を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合であつて、当該無線局の指定事項に変更がない場合は、送信機系統図（附属装置の諸元を含む。）の提出を要しない。

[(15) 同左]

改正後

改正前

別表第六号の三 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

別表第六号の三 [同左]

第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

第1 [同左]

無線局免許状			
		免許の番号	識別信号
氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項			通信の相手方
移動範囲			
無線設備の設置/常置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
<small>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</small> 年 月 日			
(何) 総合通信局長(注) 印			

長 辺 (日本産業規格A列5番)

無線局免許状			
		免許の番号	識別信号
氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項			通信の相手方
移動範囲			
無線設備の設置/常置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
<small>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</small> 年 月 日			
(何) 総合通信局長(注) 印			

長 辺 (日本産業規格A列5番)

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

注 [同左]

第2 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。

第2 [同左]  
[同左]

改正後	改正前
別表第十三号第1 アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	[新設]

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年 月 日

(何) 総合通信局長（注1） 殿

**収入印紙をはる場所**  
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。）  
 （必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を はじめたいので 申請します。  
（電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

1 申請者（注2）

住 所	〒 ( - )
	国籍（外国人のみ記載） [ ]
氏 名	フリガナ

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------------------	---

3 免許に関する事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 希望する免許の有効期間	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで（5年未満の希望する日）
③ 備考	

4 電波利用料の前納（2年目以降の前払）（注5）

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

5 申請の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ <input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書（注6）			
6	免許の番号	※記載不要 A第 号	
7	申請（届出）の区分	開設	
8	住所及び氏名	上記1と同じ	
9	無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者 免許同時申請	同時申請の資格
			国家試験受験番号
			修了証明書の番号
10	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項	
11	呼出符号	※記載不要	
12	無線設備の常置場所	住所	<input type="checkbox"/> 上記1及び8の住所と同じ
13	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）	
14	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能なすべての電波の型式、周波数及び空中線電力	
15	備考		
工事設計書	第 送信機	適合表示無線設備の番号	
	その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。

備考 この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

- (1) 空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
- (2) 適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 移動するもの
- (4) 個人が開設するもの
- (5) 人工衛星等のアマチュア局でないもの

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- (3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、次によること。

- (1) ②の欄は、該当する□にレ印を付けること。5年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。
- (2) ③の欄は、次によること。
  - ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
  - イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 4の欄は、施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。

- (1) ①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
- (2) ②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にレ印を付けること。

6 無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。

- (1) 9の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

(2) 12の欄は、次によること。

ア 無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と1及び8の欄の住所が同一の場合は、□にレ印を付けることにより記載を省略することができる。

イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その

停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

ウ 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録番号を記載すること。

(3) 14の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。

(4) 15の欄は、次によること。

ア 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

ウ 遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

a 電波の発射の停止を確認することができること。

b 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。

c インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

エ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

オ 周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175 MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

カ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(5) 16の欄は、次によること。

ア 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに、その適合表示無線設備の番号の欄に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

イ その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事

設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

- 7 無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 8 申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

改正後	改正前
別表第十三号第2 アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	[新設]

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）  
年 月 日

(何) 総合通信局長（注1）殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。

（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

- 無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
- 電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
- 免許人住所の変更（電波法第21条）
- 無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
- 呼出符号の変更（電波法第19条）
- その他の変更（  
（注2）

### 記

#### 1 申請（届出）者（注3）

住 所	〒 (                      )
	国籍（外国人のみ記載） [                      ]
氏 名	フリガナ

#### 2 変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の種類及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第                      号
④ 備考	

#### 3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ <input type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書（注5）						
4	免許の番号	A第 号				
5	申請（届出）の区分	変更				
6	住所及び氏名	上記1と同じ				
7	無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者 免許同時申請	同時申請の資格			
			国家試験受験番号			
			修了証明書の番号			
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項				
9	呼出符号					
10	無線設備の常置場所	住所	<input type="checkbox"/> 上記1及び6の住所と同じ			
	移動範囲		移動する（陸上、海上及び上空）			
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能なすべての電波の型式、周波数及び空中線電力				
13	変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 9	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 15
14	備考					
15	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
		適合表示無線設備の番号				
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
		適合表示無線設備の番号				
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
		適合表示無線設備の番号				
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
適合表示無線設備の番号						
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。				

備考1 この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

- (1) 空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
- (2) 適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 移動するもの
- (4) 個人が開設するもの
- (5) 人工衛星等のアマチュア局でないもの

2 無線従事者免許証の番号の変更は、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
- (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- (3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

- (1) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。
- (2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。

- (1) 4の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (2) 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

(3) 10の欄は、次によること。

ア 無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町〇ー〇ー〇何内」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と1及び6の欄の住所が同一の場合は、□にレ印を付けることにより記載を省略することができる。

イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その

停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

ウ 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録番号を記載すること。

(4) 12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。

(5) 13の欄は、該当する□にレ印を付けること。

(6) 14の欄は、次によること。

ア 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

イ 遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

a 電波の発射の停止を確認することができること。

b 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。

c インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

ウ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

エ 周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175 MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

オ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(7) 15の欄は、次によること。

ア 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに、その適合表示無線設備の番号の欄に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

イ 変更の種別の欄は、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。

ウ 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記

載すること。

エ 変更に係る部分について、当該変更後の事項を記載すること。

オ その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

- 6 無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 7 申請（届出）書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

改正後	改正前
別表第十四号第1 アマチュア局の再免許申請書（無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する場合に限る。）の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	[新設]



備考 この様式は、人工衛星局等のアマチュア局でないもの及び無線局事項書及び工事設計書の添付を省略するものに限り使用することができる。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- (3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、次によること。

(1) ⑤の欄は、該当する□にレ印を付けること。5年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。

(2) ⑥の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 4の欄は、施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。

(1) ①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。

なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2) ②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にレ印を付けること。

6 無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

改正後	改正前
別表第十四号第二 アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	[新設]

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年 月 日

（何）総合通信局長（注1）殿

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。

- 無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
- 電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
- 免許人住所の変更（電波法第21条）
- 移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
- 移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
- 呼出符号の変更（電波法第19条）
- 社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）
- その他の変更（ ）  
（注2）

記

1 申請（届出）者（注3）

住所	〒（                      ）
	国籍（外国人のみ記載） [                      ]
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2 変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第                      号
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

備考1 この申請書及び届出書には、別表第二号の三第3「アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式」を添付すること。

2 無線従事者免許証の番号の変更にあっては、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2) 申請(届出)者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。

(3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 無線局免許状等の申請(届出)に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請(届出)者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

6 申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三条第一項第十五号の規定に基づき、令和三年総務省告示第九十一号（電波法施行規則第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。          。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 教育又は研究活動のために行う業務</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## ○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二の規定に基づき、令和四年総務省告示第三百三十一号（免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>免許人（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号の免許人をいう。以下同じ。）からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者（<del>法第五十条第三項各号のいずれが又は法第四十二条第一号若しくは第二号に該当する者を除く。以下「運用者」という。</del>）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であつて、次に掲げるものとする。ただし、<del>第一号の運用における立会い</del>については、運用しようとするアマチュア局の免許人が社団であつて、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立会いを要しないこととする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>一 アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮（立会い（これに相当する適切な措置を執るものを含む。）をするものに限る。以下同じ。）の下に、<del>運用者が行う当該アマチュア局の運用であつて、次に掲げる要件に適合するもの</del></p> <p>イ アマチュア局の無線設備を操作することができる資格（外国において法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を含む。以下同じ。）を有する運用者による運用であつて、<del>当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。</del></p> <p>ロ 運用しようとするアマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。</p> <p>ハ 呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号を使用するものであること。なお、当該アマチュア局の呼出符号の後に、運用者が開設するアマチュア局の呼出符号又は氏名を添付しても差し支えない。</p> <p>二 <del>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の十の規定により、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、</del></p>	<p>免許人（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号の免許人をいう。以下同じ。）からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者（以下「<del>運用者</del>」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であつて、<del>次に掲げる要件に適合するものとする。</del>ただし、<del>第二号の立会い</del>については、運用しようとするアマチュア局の免許人が社団であつて、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立会いを要しないこととする。</p> <p>一 運用者は、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有し、かつ、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。</p> <p>二 運用者は、運用しようとするアマチュア局の免許人の立会いの下で、かつ、当該アマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。</p> <p>三 呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号を使用するものであること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

運用者が行う試験アマチュア局の運用であるもの

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八及び三十四条の九の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一 略〕</p> <p>一 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を有する者が、本邦内でアマチュア局を開設していない場合において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第六条の二第一号④の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、令和四年総務省告示第三百三十一号に基づいて行う無線局の運用において当該無線局の操作を行う場合は、この限りでない。</p> <p>〔三〇八 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>一 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を有する者が、本邦内でアマチュア局を開設していない場合において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第六条の二第一号④の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>〔三〇八 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## ○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前										
<p><u>1</u> 削除</p>	<p><u>1</u> アマチュア局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="1144 405 2031 1345"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 405 1503 501">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="1503 405 2031 501">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 501 1503 879"> <p>1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計</p> </td> <td data-bbox="1503 501 2031 879"> <p>当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行つた法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 879 1503 1161"> <p>2 空中線の工事設計</p> </td> <td data-bbox="1503 879 2031 1161"> <p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合（送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。）。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さないこととなる場合（減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。）に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1161 1503 1257"> <p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p> </td> <td data-bbox="1503 1161 2031 1257"> <p>当該部品について改める場合に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1257 1503 1345"> <p>4 送信機の部品及び当該送信機の外部入力端子に接続する附属</p> </td> <td data-bbox="1503 1257 2031 1345"> <p>次のいずれかの場合に限る。 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の送</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	<p>1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行つた法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</p>	<p>2 空中線の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合（送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。）。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さないこととなる場合（減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。）に限る。</p>	<p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p>	<p>当該部品について改める場合に限る。</p>	<p>4 送信機の部品及び当該送信機の外部入力端子に接続する附属</p>	<p>次のいずれかの場合に限る。 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の送</p>
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件										
<p>1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行つた法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</p>										
<p>2 空中線の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合（送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。）。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さないこととなる場合（減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。）に限る。</p>										
<p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p>	<p>当該部品について改める場合に限る。</p>										
<p>4 送信機の部品及び当該送信機の外部入力端子に接続する附属</p>	<p>次のいずれかの場合に限る。 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の送</p>										

<p>装置に係る工事設計</p>	<p>信機の部品の工事設計であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた場合</p> <p>2 次に掲げる条件に適合する場合(前3号に規定する場合を除く。また、空中線電力200ワットを超える送信機の部品の工事設計であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第1項の規定による経過措置を受けている無線設備について同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合していることの保証を受けた場合であつて、次に掲げる条件に適合する場合を含む。)</p> <p>(1) 電波の型式又は空中線電力の指定の変更に伴う場合でないこと。</p> <p>(2) 周波数の指定の変更に伴う場合(水晶片に係る工事設計を削る場合を除く。)でないこと。</p>
------------------	--

注 施行規則第10条第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとするものの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「に係る工事設計に改める場合」とあるのは「に取り替える場合」と、「に係る工事設計を追加する場合」とあるのは「を増設する場合」と、「新たな工事設計として追加する場合」とあるのは「新たに

[2～8 略]	付設する場合」と、「削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「改める場合」とあるのは「取り替える場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」と、「に係る工事設計を削る場合」とあるのは「を撤去する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。 [2～8 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十条の二の規定に基づき、許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を次のように定め、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計	当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準

	<p>に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。</p>
<p>2 空中線の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合（送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。）。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さない場合（減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。）に限る。</p>
<p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p>	<p>当該部品について改める場合であって、無線設備の電気的特性に変更を来さないときに限る。</p>
<p>4 送信機の部品に係る工事設計（1の項から3の項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>当該部品について改める場合又はこれを追加する場合であって、次のいずれかに該当する</p>

ときに限る。

- 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた場合
- 2 無線設備の電気的特性に変更を来さない場合(水晶片に係る工事設計を削ることにより周波数の変更を行う場合を除き、空中線電力200ワットを超える送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号

	)附則第3条第1項の規定による経過措置を受けている無線設備について同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合していることの保証を受けた場合を含む。)
5 適合表示無線設備の部品に係る工事設計	シンセサイザー方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計に改める場合(当該設備について受けた法第4条第2号の適合表示無線設備に係る周波数の範囲を超えることとなる場合を除く。)に限る。

注 施行規則第10条の2第2項の規定により準用する場合には、工事設計のうち軽微なものとするものの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「に係る工事設計に改める場合」とあるのは「に取り替える場合」と、「新たな工事設計として追加する場合」とあるのは「新たに付設する場合」と、「削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「改める場合」とあるのは「取り替える場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。

○総務省告示第 号

平成二十一年総務省告示第二百六十二号（電波法施行規則第十一条の三第七号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

○総務省告示第 号

令和三年総務省告示第九十二号（電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

## ○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第四項（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を次のように定め、令和 年 月 日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第百二十七号（アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力（以下「周波数等」という。）を一括して表示する記号は、次表のとおりとする。

無線従事者の資格	無線局の区分	周波数等	記号
第一級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第1号	1 A F

	移動する局	別表第 2 号	1 A M
第二級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第 3 号	2 A F
	移動する局	別表第 2 号	2 A M
第三級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第 4 号	3 A F
	移動する局	別表第 5 号	3 A M
第四級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第 6 号	4 A F
	移動する局	別表第 7 号	4 A M
	アマチュア業務の 中継用無線局	別表第 8 号	A T R

別表第 1 号 1 A F (第一級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
1 A F	136.75kHz	全ての電波 の型式	200W	別記 1、別記 2、別記 3
	475.5kHz		200W	別記 1、別記 3、別記 9、別記 10
	1,910kHz		1,000W	別記 1 (1,825kHz から 1,875kHz までに限る。)

	3,537.5kHz		1,000W	別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで及び 3,662kHz から 3,680kHz までに限る。)
	3,798kHz		1,000W	
	7,100kHz		1,000W	
	10,125kHz		1,000W	
	14,175kHz		1,000W	
	18,118kHz		1,000W	
	21,225kHz		1,000W	
	24,940kHz		1,000W	
	28.85MHz		1,000W	
	52MHz		500W	別記4
	145MHz		50W	別記5
	435MHz		50W	別記5
	1,280MHz		10W	別記1、別記5、別記6

	2,425MHz		2 W	別記 1、別記 7、別記 8、別記 11
	5,750MHz		2 W	別記 1、別記 8、別記 11、別記 12
	10.125GHz		2 W	別記 1
	10.475GHz		2 W	別記 8、別記 12
	24.025GHz		2 W	別記 11、別記 12、別記 13
	47.1GHz		0.2W	別記 12、別記 13
	77.75GHz		0.2W	
	135GHz		0.2W	
	249GHz		0.1W	
	4,630kHz	A 1 A	1,000W	別記 14

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 50MHzを超え51.5MHz以下の周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限り、1,000W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この号において同じ。）を行う場合に限り、500W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下この号において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 月面反射通信を行う場合に限り、300W以下の空中線電力とすることができる。
- 9 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。

- 10 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。
- 11 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 12 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 13 月面反射通信を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 14 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第2号 1 AM及び2 AM（第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
----	-------	-------	-------	----

1 A M (第一級 アマチュ ア無線技 士が開設 する場合 に限 る。)	136.75kHz	全ての電波 の型式	50W	別記1、別記2、別記3	
	475.5kHz		50W	別記1、別記3、別記8、別記9	
	1,910kHz		50W	別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで に限る。)	
	3,537.5kHz		50W	別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで 及び 3,662kHz から 3,680kHz までに 限る。)	
	3,798kHz		50W		
	7,100kHz		50W		
	2 A M (第二級 アマチュ ア無線技 士が開設 する場合		10,125kHz	50W	
	14,175kHz		50W		
	18,118kHz		50W		
	21,225kHz		50W		
24,940kHz	50W				
28.85MHz	50W				

に限 る。)	52MHz		50W	
	145MHz		50W	
	435MHz		50W	
	1,280MHz		1 W	別記 1、別記 4、別記 5、別記 6
	2,425MHz		2 W	別記 1、別記 5、別記 7、別記 10
	5,750MHz		2 W	別記 1、別記 5、別記 10、別記 11
	10.125GHz		2 W	別記 1
	10.475GHz		2 W	別記 5、別記 11
	24.025GHz		2 W	別記 5、別記 10、別記 11
	47.1GHz		0.2W	別記 5、別記 11
	77.75GHz		0.2W	
	135GHz		0.2W	
	249GHz		0.1W	
	4,630kHz	A 1 A	50W	別記 12

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この号において同じ。）を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下この号において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ

チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。

8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。

9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から 200 m の範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。

10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から 5 度を超える値としなければならない。

12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第 3 号 2 A F（第二級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
----	-------	-------	-------	----

2 A F	136.75kHz	全ての電波 の型式	200W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		200W	別記1、別記3、別記7、別記8
	1,910kHz		200W	別記1（1,825kHzから1,875kHzまでに限る。）
	3,537.5kHz		200W	別記1（3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限る。）
	3,798kHz		200W	
	7,100kHz		200W	
	10,125kHz		200W	
	14,175kHz		200W	
	18,118kHz		200W	
	21,225kHz		200W	
	24,940kHz		200W	
28.85MHz	200W			

	52MHz		200W	
	145MHz		50W	別記 4
	435MHz		50W	別記 4
	1,280MHz		10W	別記 1、別記 4、別記 5
	2,425MHz		2W	別記 1、別記 4、別記 6、別記 9
	5,750MHz		2W	別記 1、別記 4、別記 9、別記 10
	10.125GHz		2W	別記 1
	10.475GHz		2W	別記 4、別記 10
	24.025GHz		2W	別記 9、別記 10、別記 11
	47.1GHz		0.2W	別記 10、別記 11
	77.75GHz		0.2W	
	135GHz		0.2W	
	249GHz		0.1W	
	4,630kHz	A 1 A	200W	別記 12

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この号において同じ。）を行う場合に限り、200W 以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に 6 度以上加えた値としなければならない。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下この号において同じ。）から 3 度以上の値としなければならない。また、2,400MHz を超え 2,405MHz 以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。

- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。
- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 11 月面反射通信を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第4号 3 A F（第三級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
3 A F	136.75kHz		50W	別記1、別記2、別記3

	475.5kHz	全ての電波 の型式	50W	別記1、別記3、別記7、別記8
	1,910kHz		50W	別記1（1,825kHzから1,875kHzまでに限る。）
	3,537.5kHz		50W	別記1（3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限る。）
	3,798kHz		50W	
	7,100kHz		50W	
	18,118kHz		50W	
	21,225kHz		50W	
	24,940kHz		50W	
	28.85MHz		50W	
	52MHz		50W	
	145MHz		50W	
	435MHz		50W	

	1, 280MHz		10W	別記 1、別記 4、別記 5
	2, 425MHz		2 W	別記 1、別記 4、別記 6、別記 9
	5, 750MHz		2 W	別記 1、別記 4、別記 9、別記 10
	10. 125GHz		2 W	別記 1
	10. 475GHz		2 W	別記 4、別記 10
	24. 025GHz		2 W	別記 4、別記 9、別記 10
	47. 1GHz		0. 2W	別記 4、別記 10
	77. 75GHz		0. 2W	
	135GHz		0. 2W	
	249GHz		0. 1W	
	4, 630kHz	A 1 A	50W	別記 11

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線

路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この号において同じ。）を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下この号において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は

使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。

- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 11 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第5号 3AM (第三級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局)

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
3AM	136.75kHz	全ての電波の型式	50W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		50W	別記1、別記3、別記8、別記9
	1,910kHz		50W	別記1 (1,825kHzから1,875kHzまでに限る。)

	3,537.5kHz		50W	別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで及び 3,662kHz から 3,680kHz までに限る。)
	3,798kHz		50W	
	7,100kHz		50W	
	18,118kHz		50W	
	21,225kHz		50W	
	24,940kHz		50W	
	28.85MHz		50W	
	52MHz		50W	
	145MHz		50W	
	435MHz		50W	
	1,280MHz		1 W	別記1、別記4、別記5、別記6
	2,425MHz		2 W	別記1、別記5、別記7、別記10
	5,750MHz		2 W	別記1、別記5、別記10、別記11

	10.125GHz		2 W	別記 1
	10.475GHz		2 W	別記 5、別記 11
	24.025GHz		2 W	別記 5、別記 10、別記 11
	47.1GHz		0.2 W	別記 5、別記 11
	77.75GHz		0.2 W	
	135GHz		0.2 W	
	249GHz		0.1 W	
	4,630kHz	A 1 A	50W	別記 12

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。

3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。

4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W 以下の空中線電力とすることが

できる。

- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この号において同じ。）を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下この号において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場

合を含む。)は、この限りでない。

10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第6号 4 A F (第四級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
4 A F	136.75kHz	全ての電波の型式(モース符号によるものを除く。)	10W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		10W	別記1、別記3、別記7、別記8
	1,910kHz		10W	別記1 (1,825kHzから1,875kHzまでに限る)
	3,537.5kHz		10W	別記1 (3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限

				る。)
	3,798kHz		10W	
	7,100kHz		10W	
	21,225kHz		10W	
	24,940kHz		10W	
	28.85MHz		10W	
	52MHz		20W	
	145MHz		20W	
	435MHz		20W	
	1,280MHz		10W	別記 1、別記 4、別記 5
	2,425MHz		2 W	別記 1、別記 4、別記 6、別記 9
	5,750MHz		2 W	別記 1、別記 4、別記 9、別記 10
	10.125GHz		2 W	別記 1
	10.475GHz		2 W	別記 4、別記 10
	24.025GHz		2 W	別記 4、別記 9、別記 10

	47.1GHz		0.2W	別記4、別記10
	77.75GHz		0.2W	
	135GHz		0.2W	
	249GHz		0.1W	

- 別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この号において同じ。）を行う場合に限り、20W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。

- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下この号において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の全ての建物の居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。
- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

別表第7号 4AM（第四級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
----	-------	-------	-------	----

4 A M	136.75kHz	全ての電波の型式（モース符号によるものを除く。）	10W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		10W	別記1、別記3、別記8、別記9
	1,910kHz		10W	別記1（1,825kHzから1,875kHzまでに限る。）
	3,537.5kHz		10W	別記1（3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限る。）
	3,798kHz		10W	
	7,100kHz		10W	
	21,225kHz		10W	
	24,940kHz		10W	
	28.85MHz		10W	
	52MHz		20W	
	145MHz		20W	
	435MHz		20W	

	1, 280MHz		1 W	別記 1、別記 4、別記 5、別記 6
	2, 425MHz		2 W	別記 1、別記 5、別記 7、別記 10
	5, 750MHz		2 W	別記 1、別記 5、別記 10、別記 11
	10. 125GHz		2 W	別記 1
	10. 475GHz		2 W	別記 5、別記 11
	24. 025GHz		2 W	別記 5、別記 10、別記 11
	47. 1GHz		0. 2W	別記 5、別記 11
	77. 75GHz		0. 2W	
	135GHz		0. 2W	
	249GHz		0. 1W	

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この号において同じ。）を行う場合に限り、20W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点からみた地形及び地物と空との境界線をいう。以下この号において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての

居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。

10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

別表第8号 A T R（アマチュア業務の中継用無線局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
A T R	28.85MHz	全ての電波 の型式	50W	
	435MHz		10W	
	1,280MHz		1 W	別記 1
	2,425MHz		2 W	別記 1、別記 2
	5,750MHz		2 W	別記 1、別記 2
	10.125GHz		2 W	別記 1

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、同号に規定するアマチュア局の無線設備を次のとおり定め、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

一 適合表示無線設備

二 空中線電力二〇〇ワット以下の無線設備であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けたもの

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第三号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>[一・三 略]</p> <p>四 空中線電力が二〇〇ワット以下のアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を使用するもの</p> <p>[五・六 略]</p>	<p>[一・三 同上]</p> <p>四 空中線電力が二〇〇ワット以下のアマチュア局であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を使用するもの</p> <p>[五・六 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## ○総務省告示第 号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百五十八条の二の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定め、令和 年 月 日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第百七十九号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

## アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

	周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数の使用区別	
		電波の型式	周波数
1	135.7kHzから 137.8kHzまで	全ての電波の型式	135.7kHzから 137.8kHzまで
2	472kHzから 479kHzまで	全ての電波の型式	472kHzから 479kHzまで

3	1,800kHzから 1,875kHzまで及び	A 1 A	1,800kHzから 1,830kHzまで
	1,907.5kHzから 1,912.5kHzまで	全ての電波の型式 (注1)	1,830kHzから 1,875kHzまで
		全ての電波の型式	1,907.5kHzから 1,912.5kHzまで
4	3,500kHzから 3,580kHzまで、 3,599kHzから 3,612kHzまで及び 3,662kHzから 3,687kHzまで	A 1 A	3,500kHzから 3,530kHzまで
		全ての電波の型式	3,530kHzから 3,580kHzまで
			3,599kHzから 3,612kHzまで
			3,662kHzから 3,687kHzまで
5	3,702kHzから	全ての電波の型式	3,702kHzから

	3,716kHzまで、 3,745kHzから 3,770kHzまで及び 3,791kHzから 3,805kHzまで		3,716kHzまで 3,745kHzから 3,770kHzまで 3,791kHzから 3,805kHzまで
6	7,000kHzから 7,200kHzまで	A 1 A	7,000kHzから 7,030kHzまで
		全ての電波の型式	7,030kHzから 7,200kHzまで
7	10,100kHzから 10,150kHzまで	A 1 A	10,100kHzから 10,120kHzまで
		全ての電波の型式 (注2)	10,120kHzから 10,150kHzまで
8	14,000kHzから 14,350kHzまで	A 1 A	14,000kHzから 14,070kHzまで

		全ての電波の型式	14,070kHzから 14,350kHzまで
9	18,068kHzから 18,168kHzまで	A 1 A	18,068kHzから 18,080kHzまで
		全ての電波の型式	18,080kHzから 18,168kHzまで
10	21,000kHzから 21,450kHzまで	A 1 A	21,000kHzから 21,070kHzまで
		全ての電波の型式	21,070kHzから 21,450kHzまで
11	24,890kHzから 24,990kHzまで	A 1 A	24,890kHzから 24,900kHzまで
		全ての電波の型式	24,900kHzから 24,990kHzまで
12	28MHzから	A 1 A	28MHzから

	29.7MHzまで		28.07MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	28.07MHzから 29MHzまで
		全ての電波の型式	29MHzから 29.3MHzまで
		全ての電波の型式	29.3MHzから 29.51MHzまで (注6)
			29.51MHzから 29.59MHzまで (注7)
			29.59MHzから 29.61MHzまで
			29.61MHzから 29.7MHzまで (注7)
13	50MHzから 54MHzまで	全ての電波の型式 (注4)	50MHzから 50.07MHzまで (注8)

		全ての電波の型式 (注3)	50.07MHzから 50.3MHzまで(注8)
			50.3MHzから 51MHzまで
		全ての電波の型式	51MHzから 54MHzまで
14	144MHzから 146MHzまで	全ての電波の型式 (注3)	144MHzから 144.02MHzまで(注9)
			144.02MHzから 144.2MHzまで(注8)
			144.2MHzから 144.5MHzまで
		全ての電波の型式	144.5MHzから 144.6MHzまで(注15)
			144.6MHzから

			144.7MHzまで
		全ての電波の型式 (注5)	144.7MHzから 145.65MHzまで(注10)
		全ての電波の型式	145.65MHzから 145.8MHzまで(注15)
			145.8MHzから 146MHzまで(注6)
15	430MHzから 440MHzまで	A 1 A	430MHzから 430.1MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	430.1MHzから 430.7MHzまで
		全ての電波の型式	430.7MHzから 431MHzまで(注15)
			431MHzから 431.4MHzまで

		全ての電波の型式 (注5)	431.4MHzから 431.9MHzまで(注10)
		全ての電波の型式 (注3)	431.9MHzから 432.1MHzまで(注9)
		全ての電波の型式 (注5)	432.1MHzから 434MHzまで(注10)
		全ての電波の型式	434MHzから 435MHzまで(注11、注15)
			435MHzから 438MHzまで(注6)
			438MHzから 439MHzまで(注15)
			439MHzから 440MHzまで(注11、注15)
16	1,260MHzから	全ての電波の型式	1,260MHzから

1,300MHzまで		1,270MHzまで (注6)
		1,270MHzから
		1,273MHzまで (注11)
		1,273MHzから
		1,290MHzまで
		1,290MHzから
	1,293MHzまで (注11)	
	1,293MHzから	
	1,295.8MHzまで	
	全ての電波の型式 (注3)	1,295.8MHzから
	1,296.2MHzまで (注9)	
全ての電波の型式	1,296.2MHzから	
	1,299MHzまで	
	1,299MHzから	
	1,300MHzまで (注11)	

17	2,400MHzから 2,450MHzまで	全ての電波の型式	2,400MHzから 2,405MHzまで（注12）
			2,405MHzから 2,407MHzまで（注11）
			2,407MHzから 2,424MHzまで
			2,424MHzから 2,424.5MHzまで（注8）
			2,424.5MHzから 2,425MHzまで
			2,425MHzから 2,427MHzまで（注11）
			2,427MHzから 2,450MHzまで
			18

5, 850MHzまで		5, 670MHzまで (注13)
		5, 670MHzから
		5, 690MHzまで (注11)
		5, 690MHzから
		5, 725MHzまで
		5, 725MHzから
		5, 730MHzまで (注11)
		5, 730MHzから
		5, 760MHzまで
		5, 760MHzから
5, 762MHzまで (注8)		
5, 762MHzから		
5, 765MHzまで		
5, 765MHzから		
5, 770MHzまで (注11)		

			5,770MHzから 5,810MHzまで
			5,810MHzから 5,830MHzまで（注11）
			5,830MHzから 5,850MHzまで（注13）
19	10GHzから 10.25GHzまで	全ての電波の型式	10GHzから 10.025GHzまで（注11）
			10.025GHzから 10.15GHzまで
			10.15GHzから 10.18GHzまで（注11）
			10.18GHzから 10.245GHzまで
			10.245GHzから

			10.25GHzまで（注11）
20	10.45GHzから 10.5GHzまで	全ての電波の型式	10.45GHzから 10.5GHzまで（注14）

備考1 自動受信を目的とする場合は、モールス符号によるものを除く。

備考2 周波数の欄に定める各周波数の範囲は、上限の周波数は当該範囲に含み、下限の周波数は当該範囲に含まないものとする。

備考3 周波数の欄に定める各周波数は、別に注で定める場合を除き、次に掲げる場合に使用することはできない。

(1) 衛星通信を行う場合

(2) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「連盟」という。）のアマチュア業務の中継用無線局を介する通信に使用する場合（以下「連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合」という。）

(3) 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。）を行う場合

備考4 2,000kHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、その占有周波数帯幅が0.5kHz以下のものに限り使用することができる。

備考5 2,000kHzを超え24,999kHz以下の周波数の電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下のものに限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯域幅が6kHz以下の場合に限り使用することができる。

備考6 144MHzを超え440MHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信（インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。）に使用することはできない。

備考7 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、A1A電波により連盟が標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

14,100kHz、18,110kHz、21,150kHz、24,930kHz、28.2MHz、50.01MHz

備考8 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、F2A及びF3E電波により連絡設定を行う場合に限り使用することができる。

51MHz、145MHz、433MHz、1,295MHz、2,427MHz、5,760MHz、10.24GHz

- 注1 備考4の規定にかかわらず、この電波は、その占有周波数帯幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注2 この電波は、その占有周波数帯域幅が2 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注3 この電波は、その占有周波数帯域幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯域幅が6 kHz以下の場合に限り使用することができるものとし、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波については、国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合であって、その占有周波数帯幅が40kHz以下のときに限り使用することができるものとする。
- 注4 この電波は、その占有周波数帯域幅が2 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、月面反射通信を行う場合については、その占有周波数帯域幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注5 この電波は、その占有周波数帯域幅が3 kHzを超える場合に限り使用することができる。
- 注6 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信を行う場合に限り使用することができる。

- 注7 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に使用することができる。
- 注8 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に使用することができる。
- 注9 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注10 この周波数の電波は、直接印刷無線電信、データ伝送（音声とデータを復号した通信及び画像の伝送を除く。）及び公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信（インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。）に使用することはできない。
- 注11 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注12 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注13 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。

注14 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に使用することができる。

注15 備考6の規定にかかわらず、この周波数の電波は、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信（インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。）に使用することができる。

## ○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第54の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定める。

なお、平成二十一年総務省告示第百二十五号（アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）は廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備 考
A 1 A	0.5kHz	注 1
A 3 E B 8 W	6 kHz	注 1、注 2、注 3、注 4、注 5
D 7 D F 1 D F 2 A	3 kHz	注 1、注 2、注 5、注 6、注 7

F 2 B F 2 C F 2 D F 2 E F 3 C F 3 F F 7 D F 7 W G 1 D G 1 E G 7 D		
F 1 E	6 kHz	注 1、注 2、注 3、注 5、注 8
F 3 E F 8 W	40kHz	注 1、注 2、注 3、注 5、注 7
その他の電波の型式	3 kHz	注 1、注 2、注 4、注 5、注 9

- 注 1 135.7kHzから137.8kHzまで及び472kHzから479kHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、200Hz以下とする。
- 注 2 1,260MHzから1,300MHzまで、2,400MHzから2,450MHzまで、5,650MHzから5,850MHzまで、10GHzから10.25GHzまで及び10.45GHzから10.5GHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、18MHz以下とする。
- 注 3 1,907.5kHzから1,912.5kHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、3kHz以下とする。
- 注 4 50MHzから54MHzまで、144MHzから146MHzまで及び430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、25kHz以下とする。
- 注 5 24GHz以上の周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、20MHz以下とする。
- 注 6 28MHzから29.7MHzまで、50MHzから54MHzまで及び144MHzから146MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にか

かわらず、40kHz以下とする。

注7 430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、30kHz以下とする。

注8 28MHzから29.7MHzまで、50MHzから54MHzまで、144MHzから146MHzまで及び430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、30kHz以下とする。

注9 28MHzから29.7MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、6kHz以下とする。



○ 総務省告示第 号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

各 目 録	改 正 後
<p>別表第三十五 証明規則第2条第1項第12号に掲げる無線設備の試験方法</p> <p>一 一般事項</p> <p>    [1～5 略]</p> <p>6 その他</p> <p>    [(1)・(2) 略]</p> <p>    (3) 本試験方法は以下の周波数、電波型式の無線設備に適用する。</p> <p>        ア 周波数範囲 <u>1,800kHz</u>～2,450MHz</p> <p>        [イ・ウ 略]</p> <p>    [(4) 略]</p> <p>[二～十 略]</p>	<p>別表第三十五 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>    [1～5 同左]</p> <p>6 [同左]</p> <p>    [(1)・(2) 同左]</p> <p>    (3) [同左]</p> <p>        ア 周波数範囲 <u>1,810kHz</u>～2,450MHz</p> <p>        [イ・ウ 同左]</p> <p>    [(4) 同左]</p> <p>[二～十 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は対応しない。</p>	

○総務省告示第 号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>[一 略]</p> <p>一 <del>同時受講型授業又は同時・随時受講型授業（同時受講型授業に係る部分に限る。）</del> の場合に あつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[1～4 略]</p> <p>二 <del>随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）</del> の場合に あつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[1～5 略]</p> <p>[四 略]</p>	<p>[一 同上]</p> <p>一 <del>同時受講型授業</del> の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[1～4 同上]</p> <p>二 <del>随時受講型授業</del> の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[1～5 同上]</p> <p>[四 同上]</p>
<p>備考 表中の「<del> </del>」の記載は注記である。</p>	

## ○ 総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	[ア 略] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する（発射可能な周波数帯に限る。）</u> 。 [ウ～カ 略]
2 スプリアス発射の強度	[ア 略] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する（発射可能な周波数帯に限る。）</u> 。 [ウ～ク 略]
3 不要発射の強度	[ア・イ 略] ウ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する（発射可能な周波数帯に限る。）</u> 。 [エ～ク 略]
4 占有周波数帯幅	[ア 略] イ 無線設備の通常の運用における変調状態で <u>測定する</u> 。 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）にあつては、

改正前

[1・2 同左]

3 [同左]

[一・一の二 同左]

二 [同左]

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	[ア 同左] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する</u> 。 [ウ～カ 同左]
2 スプリアス発射の強度	[ア 同左] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する</u> 。 [ウ～ク 同左]
3 不要発射の強度	[ア・イ 同左] ウ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する</u> 。 [エ～ク 同左]
4 占有周波数帯幅	[ア 同左] イ 無線設備の通常の運用における変調状態で <u>測定する</u> 。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。

	<p>当該附属装置を除いた状態で測定する。</p> <p>ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p> <p>[ウ 略]</p>
5 空中線電力	<p>[ア 略]</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する（発射可能な周波数帯に限る。）。</p> <p>[ウ～シ 略]</p>
6 隣接チャネル漏えい電力	<p>ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の28、第49条の29又は第49条の29の2に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を測定する（アマチュア局の無線設備にあつては発射可能な周波数に限る。）。</p> <p>ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。</p> <p>[イ 略]</p>
7 変調特性	<p>指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の1周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。</p> <p>アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係る</p>

	[ウ 同左]
5 空中線電力	<p>[ア 同左]</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>[ウ～シ 同左]</p>
6 隣接チャネル漏えい電力	<p>ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の28、第49条の29又は第49条の29の2に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を測定する。</p> <p>ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。</p> <p>[イ 同左]</p>
7 変調特性	<p>指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の1周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。</p> <p>なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であつて、主搬送波の型式が振幅変調のものにあつては、変調度を測定する。</p>

ものを除く。)に変更を来さないものに限る。)にあつては、当該附属装置を除いた状態で測定する。

なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であつて、主搬送波の型式が振幅変調のものにあつては、変調度を測定する。

[ 8～20 略]

[注 1～5 略]

### 三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行つて、その通信の状況等を確認する。ただし、実験試験局（宇宙無線通信を行うものを除く。）については、総合試験を省略することができる。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[ 1～4 略]		
5 アマチュア局	(1) 工事設計書に記載された無線設備及びそれぞれの指定周波数帯（発射可能な周波数帯に限る。）ごとに発射可能な最大の空中線電力（指定事項の範囲内に限る。）で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲のテレビ及びラジオの放送受信に対する障害の有無を確	記載に当たっては、通信の相手方、使用設備名、使用した電波の型式及び周波数も併せて記載すること。



[ 8～20 同左]

[注 1～5 同左]

### 三 [同左]

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[ 1～4 同左]		
5 アマチュア局	工事設計書に記載された無線設備及びそれぞれの指定周波数帯ごとに指定空中線電力で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲のテレビ及びラジオの放送受信に対する障害の有無を確認する。	

認する。

(2) 人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局については、代表的な通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数を選定し、次のいずれかにより実地通信を行う。

ア 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定

イ 感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無

ウ 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否

[ 6 略 ]

[注 1・2 略]

[ 6 同左 ]

[注 1・2 略]

無線 総局の [ ] の設備は対応しない。

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係） 〔第1～第14 略〕</p> <p>第15 <u>アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）</u> <u>アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（第15の2において「人工衛星等のアマチュア局」という。）を除く。）の審査は次によること。</u></p> <p>1 <u>個人が開設するアマチュア局</u> 〔(1) 略〕</p> <p>(2) <u>無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数は、無線従事者資格の操作範囲内であるとともに、申請事項の電波の型式及び希望する周波数の全部又は一部を含むものであること。</u></p> <p>(3) <u>無線設備の発射可能な空中線電力は、無線従事者資格の操作範囲内であること。</u></p> <p>2 <u>社団が開設するアマチュア局</u></p> <p>(1) <u>社団が開設するアマチュア局（無線局根本基準第6条の2第1号(3)の社団が開設するアマチュア局をいい、以下この第15において「社団局」という。）の代表者は、個人としてアマチュア局の免許を受けることができる者であり、かつ、その社団の管理運営について統率力を有すると認められる者であること。</u> 〔削る〕</p> <p>(2) <u>社団局の全ての構成員が、それぞれ社団局のいずれかの無線設備を操作することができる無線従事者資格を有すること。また、当該構成員が当該無線従事者資格の操作範囲外の操作をすることがないよう、適切な措置が執られているものであること。</u> 〔削る〕</p>	<p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係） 〔第1～第14 同左〕</p> <p>第15 <u>アマチュア局</u></p> <p>1 <u>個人が開設するアマチュア局は、次によること。</u> 〔(1) 同左〕</p> <p>(2) <u>無線設備の発射可能な周波数は、無線従事者資格（以下第15において「資格」という。）の操作範囲内とする。ただし、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。</u></p> <p>(3) <u>無線設備の発射可能な空中線電力は、資格の操作範囲内とする。ただし、資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を切替器によって当該操作範囲の空中線電力に低減することは認められない。</u></p> <p>2 <u>社団が開設するアマチュア局は、次によること。</u></p> <p>(1) <u>社団が開設するアマチュア局（以下第15において「社団局」という。）については、その代表者は、個人としてアマチュア局の免許を受けることができる者であり、かつ、その社団の管理運営について統率力を有すると認められる者であること。</u></p> <p>(2) <u>無線設備の発射可能な周波数は、社団局の構成員中最下級の資格を有する者の資格の操作範囲を超えないこと。ただし、機器の製造等の関係から当該者の資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。</u> 〔新設〕</p> <p>(3) <u>無線設備の発射可能な空中線電力は、社団局の構成員中最下級の資格を有する者の資格の操作範囲を超えないこと。ただし、当該者の資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を、切替器によって当該者の資格の操作範囲の空中線電力に低減することも認めることができる。</u></p>

- (3) 社団局の名称は、次に掲げるものであること。  
 ア 社会通念上適切なものであり、公序良俗に反するものでないこと。  
 イ 第三者の権利・利益を侵害するおそれがないものであること。当該社団局と無関係の個人、団体等との関係を誤認させるものでないこと。  
 ウ アマチュア業務及び社団局の趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

(4) 施行規則第43条第4項及び免許規則第5条第2項の規定に基づき総務大臣が認めるものは、一般社団法人日本アマチュア無線連盟とする。

また、免許規則第5条第2項の規定に基づき総務大臣が認めるものの記載は、同条第1号及び第3号とし、第2号にあっては当該書類に代えて構成員の氏名及び当該者が開設するアマチュア局の呼出符号を記載した書類を一定の期間内の申請に対して一括して提出することにより省略することができるものとする。

[3 略]

4 設置場所等

設置場所又は常置場所と申請者の住所とが異なる場合は、次のいずれかであること。  
 ア 申請者が、設置場所又は常置場所を所有又は管理していることが確認できるものであること。

イ 申請者以外の者が設置場所又は常置場所を所有又は管理している場合は、当該申請者がアマチュア局を開設等することについて同意していることが、開設同意書により確認できるものであること。

5 電波の型式、周波数及び空中線電力

- (1) 別表1に掲げる範囲内のものであること。  
 (2) 指定は、令和〇年総務省告示第〇号（アマチュア局に指定が可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件）の一括表示記号により行うものとし、個別の指定は行わない。  
 (3) (2)の指定に当たり、申請者が社団局の場合は、社団局の構成員中最上級の資格を有する者の資格の範囲内により行うものとする。  
 (4) (2)の指定に当たり、外国の相当する無線従事者資格による申請の場合は、平成5年郵政省告示第326号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）により、適切な附款を付するものとする。

[削る]

[新設]

[新設]

[3 同左]

[新設]

4 電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであるとともに、平成21年総務省告示第179号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）に合致するものであること。

5 空中線電力の指定方法

使用する送信機の定格出力及び資格に応じて、空中線電力を次表のとおり指定するものとする。ただし、指定する空中線電力の範囲を超える場合等については、別表1に掲げる範囲内で送信機の定格出力に応じて空中線電力を指定する。

指定周波数帯	使用する送信機 の定格出力	指定する空中線電力(W)		
		第1級及び第2級 アマチュア無線技 士	第3級アマチュ ア無線技士	第4級アマチュ ア無線技士

136.75kHz～435MHz	10W以下	10	
136.75kHz～28.85MHz	10W超20W以下	20	
52MHz～435MHz		20	
136.75kHz～435MHz	20W超50W以下	50	
136.75kHz～52MHz	50W超100W以下	100 注1	
	100W超200W以下	200 注1	
1,280MHz	10W以下	10 注2	
2,425MHz～24.025GHz	1W以下	1	
	1W超2W以下	2	
47.1GHz～135GHz	0.1W以下	0.1	
	0.1W超0.2W以下	0.2	

注1：移動する局の空中線電力については、最大50Wとする。

注2：レピーター局の空中線電力については、最大1Wとする。

## 6 送信装置

(1) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段部真空管の使用条件、出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機系統図に明示された出力端における値として適正なものであること。

〔(2) 略〕

〔削る〕

〔削る〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) 月面反射通信を行う局の空中線は指向性を有し、かつ、できる限りサイドローブ発射の少ないものであること。

〔削る〕

## 6 送信装置の審査は、次の基準により行う。

(1) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段部真空管の使用条件、出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の系統図に明示された出力端における値として適正なものであること。

〔(2) 同左〕

(3) 1,280MHz帯及び2,425MHz帯の電波を使用してテレビジョン伝送を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、A8W電波の場合は9MHz以下、F8W電波の場合は17MHz以下であること。

(4) 435MHz帯以下の周波数帯において低速走査テレビジョン伝送を行うものは、映像部出力における映像信号の帯域幅が3kHz以内のものであること。

(5) 〔同左〕

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

(8) 〔同左〕

(9) 〔同左〕

〔新設〕

(10) 現に免許を受けている無線局の送信装置の外部入力端子に附属装置を新たに接続する場合は、無線局事項書の15の欄にその旨の記載があること。

7 電源設備

送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動を許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。

8 受信装置

受信可能な周波数の範囲は、希望する周波数の全部又は一部を含むものであること。

9 周波数測定装置

[ (1)・(2) 略 ]

10 疑似空中線

[ (1)・(2) 略 ]

11 二次業務の周波数の使用

一次業務の無線局に有害な混信を生じさせることがないよう、適切な措置を執ることができるものであること。また、必要に応じて書類等により確認できるものであること。

12 混信妨害

他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあると認められる場合は、次のとおりであることを確認できるものであること。

(1) 50MHzを超える周波数の電波を使用するアマチュア局((2)イ及びウ並びに(3)に掲げるものを除く。)は、第1(固定局)の5で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。

(2) 次に掲げるアマチュア局((3)に掲げるものを除く。)は、別紙2(目的別審査基準)第2(陸上関係)の4(13)エ(カ)で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。

ア 29.7MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局

イ 52MHz帯、145MHz帯又は435MHz帯の周波数であってF3E電波を使用する単一通信路のアマチュア局

ウ 29.7MHzを超え1,000MHz以下の周波数であって、イの電波の型式及び周波数以外の電波を使用する単一通信路のアマチュア局

(3) 52MHzを超え440MHz以下の周波数であって、デジタル方式等のアマチュア局は、別紙2(目的別審査基準)第2(陸上関係)の4(14)エ(エ)で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。

(4) 地球局、宇宙無線通信を行う実験試験局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保護が十分確保されているものであること。

13 電波の強度に対する安全施設

移動しないアマチュア局にあつては、当該アマチュア局の無線設備から発射する電波の強度が施行規則別表第2号の3の2に定める値を超える場所に人が容易に出入りすることができないように施設されていることが、書類等により確認できるものであること。工事設計を変更する場合にあつては、必要に応じて確認するものとする。

[削る]

なお、現に免許を受けている無線局であつて、送信装置の外部入力端子に附属装置が接続されている場合は、無線局事項書の15の欄にその旨が記載されていることとみなす。

7 電源設備は、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動を許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。

8 受信装置の受信可能な周波数の範囲は、希望する周波数の範囲を含むものであること。

9 周波数測定装置の審査は、次の基準より行う。

[ (1)・(2) 同左 ]

10 疑似空中線の審査は、次により行う。

[ (1)・(2) 同左 ]

[新設]

11 他の無線局に対し当該無線局の与える妨害の度合いが第1の5並びに別紙2第2の4(12)エ(カ)及び(13)エ(エ)の混信保護の標準値を超えないものであること。この場合において地球局又は宇宙無線通信を行う実験試験局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保護が十分確保されているものであること。

[新設]

12 475.5kHz帯の周波数の電波を使用するものについては、当該無線局の設置場所又は運用場所から200mの範囲内に住宅、事業所等の建物(自己が所有又は管理する建物を除く。)が存在しないものであること。ただし、当該範囲内の建物の居住者又は使用者(当該建物の全ての居住者又は使用者の中波放送の受信に関し、当該建物の所有者又は管理者が代表して責任

[削る]

[削る]

[削る]

14 レピーター局

[ (1) 略 ]

(2) レピーター局のみによる中継は、一のレピーター局により行うものであること（構成図は、図15-1のとおり。）。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 28MHz帯の周波数の電波を使用するレピーター局であって、かつ、二のレピーター局を連続的に介して中継を行う場合（構成図は、図15-2のとおり。）

イ 公衆網に接続することによって一体として構成されるレピーター局に係る中継を行う場合（構成図は、図15-3のとおり。）。ただし、周波数の有効利用の観点から、公衆網に接続するレピーター局を起動させるための信号は、特定のレピーター局を起動させるものであって、かつ、起動するレピーター局は必要最小限のものに限るものであること。

[削る]

(3) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。

[削る]

ア [略]

イ [略]

ウ 動作開始時に自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。また、長時間継続して動作する場合は、少なくとも10分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。

エ [略]

オ [略]

(4) [略]

[ア・イ 略]

を負う場合は、当該建物の所有者又は管理者）から了解が得られている場合は、この限りでない。

13 435MHz帯以下の周波数の電波を使用するものについては、その近接区域における放送受信者の分布状況からみて、特に空中線系を含む無線設備の設置条件が放送の受信に妨害を与えないものであること。

14 月面反射通信を行う局の空中線は指向性を有し、かつ、できる限りサイドローブ発射の少ないものであること。

15 52MHz帯の周波数帯の電波を使用するアマチュア局のうち、500Wを超え1kW以下の空中線電力を指定するものは、50MHzから51.5MHzまでの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、その旨が確認できるものであること。

16 レピーター局の審査は、次の基準により行う。

[ (1) 同左 ]

(2) レピーター局のみによる中継は、一のレピーター局により行うものであること（構成図は、図15-1のとおり。）。ただし、次に掲げる場合は二のレピーター局を連続的に介して中継回線を構成することができる。

ア 28MHz帯の周波数の電波に係る中継を行う場合（構成図は、図15-2のとおり。）

イ 公衆網に接続することによって一体として構成される二のレピーター局に係る中継を行う場合（構成図は、図15-3のとおり。）

(3) 4の規定を満足すること。

(4) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。

ア 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりであること。

(ア) アシスト局に接続するレピーター局

一の局ごとに必要に応じて最大4波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。

(イ) (ア)以外のレピーター局

一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。

イ [同左]

ウ [同左]

エ 動作開始時及び長時間継続して動作する場合は、少なくとも10分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。

オ [同左]

カ [同左]

(5) [同左]

[ア・イ 同左]

15 アシスト局

(1) 設置場所は次の条件に適合するものであること。

[ア 略]  
[削る]

イ [略]  
[(2) 略]  
[削る]

(3) 周波数は、10.125GHz帯を使用するものであること。ただし、電波伝搬上必要があると認められる場合は、5.750MHz帯を使用することができる。

[削る]

[削る]

[削る]

(4) [略]

[削る]

ア デジタル変調方式かつ多重通信方式であること。

イ 周波数の有効利用の観点から、送信電波に付加するレピーター局を起動させるための信号は、特定のレピーター局を起動させるものであって、かつ、起動するレピーター局は、必要最小限のものであること。

ウ 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向以外の利得が十分に小さくなるよう措置されているものであること。

(5) [略]

16 リモコン局

通信の相手方は、アマチュア局（レピーター局、アシスト局又はその両方）であること。

17 無線設備の設備共用

(1) 設備共用は、次の各条件に適合するものであること。

ア 次のいずれかによるものであること。「社団局と他の社団局との間」及び「移動する局と移動しない局との間」の設備共用は、認めない。

①個人局と他の個人局との間

②個人局と社団局との間

17 アシスト局の審査は、次の基準により行う。

(1) [同左]

[ア 同左]

イ レピーター局と同一の設置場所であること。ただし、アシスト局間を中継するために開設されるもの及び公衆網に接続するために開設されるものを除く。

ウ [同左]

[(2) 同左]

(3) 中継回線の構成は、次の条件に適合するものであること。

ア 構成するアシスト局は、必要に応じて最大4局までのものであり、かつ、単一の回線経路によるものであること。また、その構成が容易に把握できるよう略図等を申請書に添付するものであること。

イ 一のアシスト局に直接有線接続するレピーター局は、一に限るものであること。

ウ アシスト局間の接続は、直接有線接続により行わないものであること。

(4) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、次の条件に適合するものであること。

ア 周波数は、10.125GHzを指定周波数とし、かつ、当該指定周波数に対応する別表1の動作することを許される周波数帯の欄に定める周波数帯の範囲内で使用するものであること。ただし、電波伝搬上必要があると認められる場合は、5.750MHzを指定周波数とし、かつ、当該指定周波数に対応する同表の動作することを許される周波数帯の欄に定める周波数帯の範囲内で使用するものも認めることができる。

イ 電波の型式は、平成21年総務省告示第179号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）に合致するものであること。

ウ 空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであること。

(5) [同左]

ア 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし対向する局間においては、2波以上の周波数を同時に送信するものでないこと。

イ デジタル変調方式かつ多重通信方式であること。

ウ 送信電波に付加するレピーター局を起動させるための信号は、特定の一のレピーター局を起動させるためのものに限るものであること。

エ 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向以外の利得が十分に小さくなるよう措置されているものであり、かつ、必要に応じて、その具体的措置が確認できるものであること。

(6) [同左]

18 リモコン局の通信の相手方は、アマチュア局（レピーター局、アシスト局又はその両方）であること。

19 無線設備の設備共用は、次によること。

(1) [同左]

[新設]

③移動しない局と他の移動しない局との間

④移動する局と他の移動する局との間

イ 移動しない局は設置場所、移動する局は常置場所が同一であること。

ウ 設備共用を行うことについて、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」により確認できるものであること。

エ [略]

[削る]

(2) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に「設備共用する無線局（所有者）の免許人氏名、免許番号及び呼出符号」を記載すること。

#### 18 外国人が開設するアマチュア局

〔(1) 略〕

##### (2) 申請者

次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成5年郵政省告示第326号（外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府が付与した同表の外国の相当する資格の欄に掲げる資格（以下第15において「外国の相当する資格」という。）を有する者

〔イ～エ 略〕

##### (3) 電波の型式、周波数及び空中線電力

ア 5（電波の型式、周波数及び空中線電力）によること。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

イ 日本の無線従事者資格を有する者については、当該資格を有する日本人と同様に扱うこと。

ウ (2)のウ及びエの者については、日本の社団に準じて取り扱うこと。

##### (4) 呼出符号

別表3表1の19に定める指定基準による。

##### (5) 免許の有効期間

免許の有効期間は、施行規則に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

##### (6) 免許申請手続等

〔ア 略〕

イ 免許申請書等の記載

〔(ア) 略〕

ア 固定した局は、設置場所（移動する局にあつては常置場所）が同一であること。

イ 設備共用しようとする者は、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」を提出すること。

ウ [同左]

(2) 社団局（無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局は除く）同士の設備共用及び固定する局と移動する局の設備共用は認めない。

(3) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に設備共用する無線局の免許人名、免許番号及び呼出符号を記載すること。

#### 20 外国人が開設するアマチュア局について

〔(1) 同左〕

##### (2) 免許人

〔同左〕

ア 平成5年郵政省告示第326号（外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件。以下第15において「告示」という。）の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府が付与した同表の外国の相当する資格の欄に掲げる資格（以下第15において「外国の相当する資格」という。）を有する者

〔イ～エ 同左〕

##### (3) 周波数の指定

ア 電波の型式、周波数及び空中線電力

(ア) 外国の政府が付与した資格を有する者に対しては、告示の別表第1号の外国の相当する資格で操作できる範囲に掲げる操作の範囲で指定すること。

(イ) 日本の無線従事者資格を有する者については、当該資格を有する日本人と同様に扱うこと。

(ウ) (2)のウ及びエの者については、日本の社団に準じて取り扱うこと。

イ 呼出符号

別表3表1の19に定める指定基準による。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

##### (4) [同左]

免許の有効期間は、施行規則第7条第7号又は第9条に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

##### (5) [同左]

〔ア 同左〕

イ 免許申請書等の記載方法

〔(ア) 同左〕

- (イ) 申請者が(2)のアの者を代表者とする社団であるときは、無線局事項書及び工事設計書に外国の相当する資格及びその資格の取得国名が記載されていること。
- (ウ) 本邦に在留することを認められた期間に満たない期間を免許の有効期間として希望する場合は、その希望する期間が無線局事項書及び工事設計書に記載されていること。

19 外国の相当する資格を取得した日本人が開設するアマチュア局

〔(1) 略〕

(2) 免許の有効期間

施行規則に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(3) 免許申請手続における資料提出

書類等により、次の事項が確認できるものであること。

〔ア・イ 略〕

20 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局

(1) 行事等は、国、独立行政法人、地方公共団体（教育委員会を含む。）、連盟、公益社団法人若しくは公益財団法人又はその他これらに準ずると総務大臣又は総合通信局長が認めるものが主催、後援、協賛等をしているものであること。

また、当該行事等の主催者は、当該行事等を主催するものとして適切なものであること。

(2) 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有するものであること。また、特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に社会的利益をもたらすものであること。

〔(3) 略〕

(4) 当該アマチュア局の運用について、主催者や免許人等が、インターネットの利用その他の方法により、広く一般に周知広報を行うものであること。

(5) 当該アマチュア局の運用について、その期間中、積極的な運用が行われるものであり、かつ、公開運用又は施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用を行うものであること。

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) 当該アマチュア局の運用期間は、行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間とし、かつ、1年以内とすること。

(9) アマチュア局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意を得ていることが確認できるものであること。

(10) 運用計画書等の書類により、運用スケジュール、運用体制及び上記のすべての事項について確認ができるものであること。

〔削る〕

(イ) 申請者が(2)のアの者を代表者とする社団であるときは、無線局事項書の8の欄は外国の相当する資格及びその資格の取得国名が記載されていること。

(ウ) 本邦に在留することを認められた期間に満たない期間を免許の有効期間として希望する場合は、その希望する期間が無線局事項書の7の欄に記載されていること。

21 外国の相当する資格を取得した日本人が開設するアマチュア局について

〔(1) 同左〕

(2) 〔同左〕

免許の有効期間は、施行規則第7条第7号に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(3) 〔同左〕

法第7条第6項の規定に基づき、資料の提出を求め、次の事項を確認するものとする。

〔ア・イ 同左〕

22 〔同左〕

(1) 行事等は、国、地方公共団体又は公益的団体が主催、後援、協賛等をしているものであること。

(2) 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有するものであること。

〔(3) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

(4) 〔同左〕

(5) 〔同左〕

(6) その運用期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。

(7) アマチュア局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意を得ていることが確認できるものであり、必要に応じて書類によりその旨が確認できるものであること。

〔新設〕

23 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局

(1) 次の条件に適合すること。

ア 申請者は、科学技術に対する理解と関心を深めること及び教育に資することを目的として通信を行おうとする社団であること。

イ 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空

[削る]

21 無線従事者選解任届について

(1) 個人局は、免許人が無線従事者であることから、資格、無線従事者免許証の番号等を記載した申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。  
また、無線従事規則第46条又は第50条に規定する申請と同時に申請が行われた場合にあっては、無線従事者規則第46条又は第50条の規定に基づく申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。

(2) 社団局の免許申請においては、免許規則第5条第2項により、社団の構成員に関する事項を記載した書類の提出を義務付けており、社団局を免許した後、提出済みの当該書類の記載事項に変更がなければ、当該書類を無線従事者選任届とみなす。

22 移動しない局と移動する局について

(1) 同一の無線設備を共用して、移動しない局と移動する局との二重免許を受けることはできないものとする。  
(2) 同一人が開設する移動しない局と移動する局については、その無線設備の設置場所又は常置場所が同一である場合は、呼出符号は、二以上の局に対し同一のものを指定すること。  
(3) 移動しない局を移動する局に又は移動する局を移動しない局に転換する場合は、法第

宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ているものであること。

ウ 教育委員会又は都道府県知事若しくは市町村長その他これらに類する者が国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、教育に資するものとして、自ら主催するもの又は後援、推薦等をしているものであること。

エ 立ち会う無線従事者が、確認できるものであること。

オ 開設期間は、イの同意内容から見て適当なものであること。

(2) 次に掲げる事項を確認できる書類を申請書に添付するものであること。

ア 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ていることを証明する書類

イ 教育委員会又は都道府県知事若しくは市町村長その他これらに類する者が国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、教育に資するものとして、自ら主催すること又は後援、推薦等をしていることを証明する書類

ウ 立ち会う無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載した書類

24 無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局

(1) 次の条件に適合すること。

ア 申請者は、営利を目的とするものでなく、無線技術に対する理解と関心を深めることを目的として通信を行おうとする社団であること。

イ 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、並びに相当の公共性を有するものであること。

ウ 無線従事者が立ち会うものであること。

エ 開設期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。

(2) 次に掲げる事項を確認できる書類を申請書に添付するものであること。

ア 立ち会う無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載した書類

イ 当該行事等に伴う無線局の開設について主催者の同意を得ていることが確認できる書類

25 [同左]

個人局は、免許人が無線従事者であることから、資格、免許番号等を記載した免許申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。

社団局の免許申請においては、免許規則第5条第2項により、社団の構成員に関する事項(氏名及び無線従事者免許証の番号)を記載した書類の提出を義務付けていることから、社団のアマチュア局を免許した後、提出済みの当該書類の記載事項に変更がなければ、当該書類を無線従事者選任届とみなす。

[新設]

26 移動運用のアマチュア局・固定運用のアマチュア局について

(1) 同一の無線設備を共用して、固定した局と移動する局との二重免許を受けることはできないものであること。

(2) 同一人が開設する固定した局と移動する局については、その無線設備の設置場所又は常置場所が同一である場合は、呼出符号は、二以上の局に対し同一のものを与えるものとする。

(3) 固定した局を移動する局に又は移動する局を固定した局に転換する場合は、法第17条

17条の規定による無線設備の設置場所の変更の許可として取り扱うことができる。この場合、法第18条に規定する検査については、前者の場合はこれを行わず、後者の場合は行うものとする。

- (4) 移動する局がその常置場所又はあらかじめ予定する地点に設置した固定の空中線等を使用することは、無線局事項書及び工事設計書において記載を要さない事項としていることから、支障ない。

[削る]

[削る]

- 23 同一人が二以上のアマチュア局を開設することを希望する場合の免許について

〔(1) 略〕

- (2) 同一人から同一設置場所又は常置場所において、既免許のアマチュア局を含め2以上の移動しない局又は2以上の移動する局に係る開設申請が提出された場合には、当該申請者に対し、複数局開設の意思があることを確認する。
- (3) 指定の呼出符号がアマチュア業務にとって著しく不都合のものであるときは、その事

の規定による無線設備の設置場所の変更の許可として取り扱うことができること。この場合法第18条に規定する検査については、前者の場合はこれを行わず、後者の場合は行うものであること（下記「注」参照）。

- (4) 移動するアマチュア局がその常置場所又はあらかじめ予定する地点に設置した固定の空中線又はき電線柱を使用することは、これらの設備は免許規則において無線設備の工事設計の範囲外とされているから、支障ない。

(注)

#### 1 移動するアマチュア局の無線設備の設置場所について

(1) 陸上移動局の無線設備の設置場所については、すでに移動体をもって無線設備の設置場所と概念するものと解釈され、これとともに、移動範囲は設置場所ではないが設置場所を補充するものであり、基本的に重要なものであるから、法第17条にいう設置場所の変更の場合に対する規律を類推適用して許可に係らせる。しかし検査すべき実体を欠いており、検査を行う意味がないので、法第18条の検査は行わないものとされている。

(2) 移動する局の設置場所については、その性質上、陸上移動局に準じて取り扱うことが最も妥当であり、この場合固定した局も移動する局も免許の単位としては免許規則第2条により等しくアマチュア局であって両者の間には単に設置場所に相違があるに過ぎないと解すべきである。

したがって、固定した局と移動する局との転換は、設置場所に関する免許の内容の変更として、法第17条の規定を適用するものである。

#### 2 検査について

(1) 無線設備の設置場所の変更に対する変更検査を行う趣旨は、変更後の場所を確認するにあると考えるべきである。しかして移動する局の設置場所たる移動体は、無線局開設に関する申請書に記載を要求しておらず、したがってその変更は、免許人の自由に任せられているので、固定した局から移動する局に転換する場合の設置場所の変更に対しては、条理上検査を行うことの意義がないものである。

これに対し、移動する局から固定した局に転換した場合は、場所として監理の対象となったものであるから、一般の固定局等の設置場所の変更と同様に、これを確認するための検査を行う必要がある。

(2) 固定した局から移動する局に転換するときは、装置の数あるいは空中線電力等は移動する局としての免許の単位又は無線設備等に関する諸条件を満足しているものでなければならず、これに抵触するものであれば、指定の変更又は無線設備の変更の工事に関する諸手続を経たものでなければならない。

(3) 移動する局から固定した局への転換は、従来のままの免許の内容をもって行い、固定した局としての設備条件等は、その後の変更として別の手続を要するものであり、必要があるときは、この変更について許可とそれに伴う検査が行われるものである。

- 27 [同左]

〔(1) 同左〕

- (2) 同一人から同一設置場所又は常置場所において、既免許のアマチュア局を含め2以上の固定する局又は2以上の移動する局に係る開設申請が提出された場合には、当該申請者に対し、複数局開設の意思があることを確認する。
- (3) 指定の呼出符号がアマチュアにとって著しく不都合のものであるときは、その事情を

情をよく検討の上、法第19条の規定により変更すること。

24 アマチュア局の遠隔操作

次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 〔略〕

〔ア 略〕

イ インターネット（有線LAN及び無線LANを含む。以下第15の24において同じ。）の利用により遠隔操作を行う場合であって、次の(ア)及び(イ)の要件に適合するもの

〔(ア)・(イ) 略〕

〔(4) 略〕

(5) 無線局事項書及び工事設計書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること（(3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。）。

〔(6) 略〕

(7) 電波の送信の地点（設置場所又は常置場所に限る。）と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有又は管理する一の構内である場合は、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限り、遠隔操作には該当しないものとする。

25 アマチュア局と公衆網の接続について

接続に係る基本的要件

電気通信事業者が電気通信事業法第52条第1項又は第70条第1項の規定に基づき、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

〔削る〕

注1 公衆網に接続するアマチュア局について

(1) アマチュア業務（施行規則第3条第1項第15号）に合致するものであること。なお、アマチュア業務に合致するかは、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容等を総合的に判断するものとする。

(2) 免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、アマチュア局の運用をすることはできない。

(3) 免許人の意思及び責任に基づき、アマチュア局の無線設備と電気通信回線設備との接続及び切断をするものであること。

(4) アマチュア局の無線設備と電気通信回線設備との接続及び切断を、免許人が直ちに

よく検討の上、法第19条の規定により変更する。

28 アマチュア局の遠隔操作（人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備の遠隔操作を除く。）について次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 〔同左〕

〔ア 同左〕

イ インターネットの利用により遠隔操作を行う場合であって、次の(ア)及び(イ)の要件に適合するもの

〔(ア)・(イ) 同左〕

〔(4) 同左〕

(5) 無線局事項書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること（(3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。）。

〔(6) 同左〕

〔新設〕

29 〔同左〕

接続に係る基本的要件

電気通信事業者が電気通信事業法第70条第1項に基づき、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

注1 法に係る制約

ア 電波法

電気通信事業者回線と接続されても、法第52条の目的外使用の禁止は、当然適用されることから、免許状に記載された無線局の目的又は通信事項の範囲を超える運用を行うことはできず、同条に違反して無線局の運用を行った場合には、法第110条の罰則が適用される。

イ 電気通信事業法

事業性が認められた場合には、電気通信事業法第9条の規定に違反し、同法第177条の罰則規定が適用される。

〔新設〕

行うことができるものであること。

(5) 免許人が、アマチュア局の無線設備を直ちに操作できるものであること。

(6) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。

(7) アマチュア局の運用について、電波法令に違反しないよう適切な管理を行っているものであること。

[削る]

注2 公衆網に接続されたアマチュア局と当該公衆網を使用して通信を行う者について

(1) 公衆網に接続されたアマチュア局の無線設備を操作することができる無線従事者資格を有すること。

(2) 公衆網に接続されたアマチュア局の無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、当該アマチュア局の無線設備は、当該公衆網に自動的に接続するものでないこと。

(3) データベースへのアクセス、電子掲示板への書込み等一度電子的に蓄積して送信する場合については、無線従事者資格は不要とする。

[削る]

注2 無線通信規則

法第3条の規定により、無線通信規則第25.3号及び第25.4号の規定を適用し、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできない。

[新設]

注3 その他の注意事項等

ア アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならない（法第39条の13）ことから、通話は通信操作に該当するため、通話者には資格が必要となる。

イ 根本基準第6条の2第3号

「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」については、免許人以外の者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかは無線局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものである。

ウ 運用規則第259条

この規定は、特にアマチュア局に限り設けられているものである。当該規定は、通信の相手方が不特定多数のアマチュア局である等の特徴から、他の自営の無線局と比較して違法運用の可能性が高いと考えられるため、これを排除するための為念規定である。

したがって、当該規定の解釈は、根本基準の規定である「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」の解釈を準用し、免許人以外の者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかはアマチュア局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものであり、この点においてアマチュア局以外の無線局の場合と同様である。

エ 国際通信の伝送

根本基準第6条の2第3号及び運用規則第259条の解釈から、公衆網と接続した適法なアマチュア業務の通報は、他の無線局種の場合と同様に免許人以外の者の使用に供するものではない（他人の依頼によるものではない）もののみ許されると整理される。

一方、無線通信規則第25.3号に規定される「第三者通信」の概念には、我が国において他人のための通信と整理されるもののほか免許人のための通信と整理され

注3 端末設備又は自営電気通信設備の電気通信回線設備への接続については、電気通信事業法令を遵守しなければならない。  
 [削る]

るものも含まれると考えられる。

したがって国際的な規制との整合性を図る観点から、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできないこととする。

オ 電気通信事業法令関係

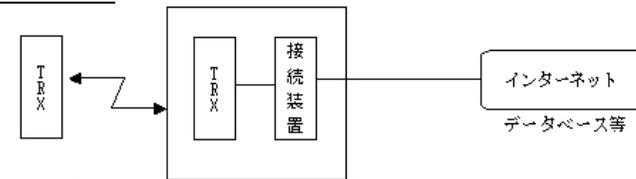
端末設備又は自営電気通信設備の電気通信回線設備への接続及びその他電気通信事業法令関係に係る規制については、当該法令を遵守しなければならない。

[新設]

注4 接続の形態と電波法令に適合するかどうかの判断 (例)

【形態1】

Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局がインターネットにアクセス



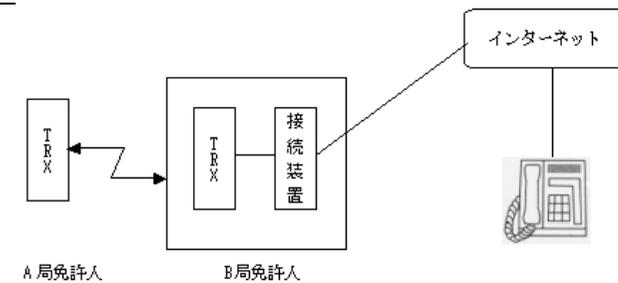
A局免許人

B局免許人

- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続するものであること。(B局の免許人は、A局の免許人がインターネットに接続することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を放射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること。(B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、自局を運用する場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)
- ④ その他、電波法令を遵守していること。
- ⑤ データベースへのアクセスのほか、電子掲示板への書込み等一度電子的に蓄積して送信するものについては、資格は不要である。

【形態1'】

B局が電気通信事業者回線に接続することにより、A局がインターネット電話等にアクセス



A局免許人

B局免許人

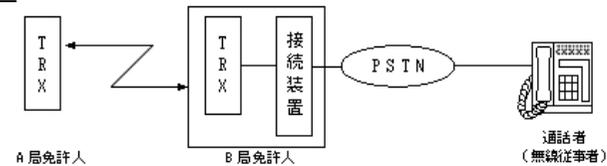
①～④ 形態1と同じ。

⑤ なお、インターネット電話等リアルタイムで通信するものについては、B局のうち運用する無線設備を操作できる無線従事者が必要である。

⑥ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものではないこと。

【形態2】

Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局が通話者と通信



① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。

② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。(B局の免許人は、A局の免許人が通話者と通信することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)

③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を行うことができる状態にあること並びに電波を放射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること(B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、通話者が通信操作を行う場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)

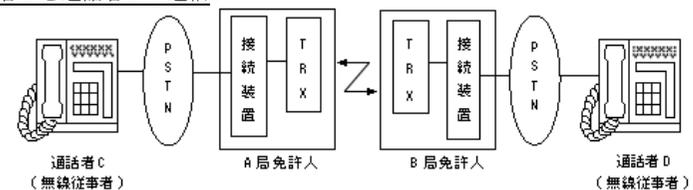
④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者はB局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる資格を有していること。

⑤ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものではないこと。

⑥ その他、電波法令を遵守していること。

【形態3】

Aアマチュア局及びBアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、通話者Cと通話者Dが通信



① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。

② A局及びB局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。(A局及びB局の免許人は、通話者Cと通話者Dが通信する

26 [略]  
[削る]

[図15-1～15-3 略]  
[削る]

- ことについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること。(A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、それぞれ通話者C及びDが通信操作を行う場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)
  - ④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者C及びDは、それぞれA局及びB局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる資格を有していること。
  - ⑤ 通話者CがA局の、又は通話者DがB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、それぞれA局又はB局において自動的に接続するものでないこと。
  - ⑥ その他、電波法令を遵守していること。

30 [同左]

31 不法に無線局を開設して告発された者の申請に係る免許等について

- (1) アマチュア局の免許申請中の者が、その予備免許前の違法行為について無線従事者として行政処分の客体となった場合は、その行政処分が決定するまで、予備免許の附与を留保し行政処分決定後は、次による。
  - ア 申請者が、従事停止処分に附せられたときにおいて、予備免許を与えることはできない。ただし、その従事停止の期間が経過した後を与える。
  - イ 申請者が無線従事者の免許を取り消されたときは、アマチュア局の免許を附与しても、その局の運用が不可能であることを理由として免許を拒否する。
- (2) 既に予備免許又は免許を与えられた者がその予備免許前の違法行為について、無線従事者として行政処分の客体となった場合は、次による。
  - ア 予備免許中のもので処分決定前に工事落成届が提出された場合は、その違法行為の内容が軽微であって、前例に倣し、従事停止程度の処分にとどまるものと推定し得るときは、落成後の検査を経て免許を与えることができるが、違法行為が悪質であって、従事者免許の取消処分に附せられるものについては、免許を拒否する。
  - イ 既に免許を与えられている者が、従事者免許の取消処分に付せられた場合は、再び無線従事者免許を取得するまでの間は運用を休止しなければならないこととなる。また、この場合、再免許の時期に、アマチュア局の免許の可否について考慮する。

[図15-1～15-3 同左]

(参考) ゲストオペレーターについて

- (1) 「アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有する者」とは、法第39条の13ただし書により、外国の相当する資格を有する者を含むものであること。
- (2) 運用する者は、自らアマチュア局を開設している必要はないこと。
- (3) 連絡設定(呼出し又は応答)及び運用規則第30条に規定するコールサインの送信に当たっては、当該免許人のものを使用するものであること。

なお、社団局の場合と同様に、免許人のコールサインの後に運用者のコールサイン又は名前を送信することについては支障ない。
- (4) 本制度を利用し運用した場合は、「免許人の運用とするもの」であることから、法令に規定する運用方法を逸脱した場合は、運用者だけでなく免許人も責任を問われることがある。

[新設]

第15の2 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局に限る。）

- 1 人工衛星等のアマチュア局は、第15の2により審査を行うほか、「第15 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）」を準用して審査を行うとともに、人工衛星に開設するアマチュア局については「第24 人工衛星局」、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局については「第25 地球局及び携帯基地地球局」を準用して審査を行う。
- 2 無線局の目的、通信事項、無線局の開設を必要とする理由及び通信内容等
  - (1) これらのすべてが、アマチュア業務（施行規則第3条第1項第15号）に合致するものであること。なお、アマチュア業務に合致するかは、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容などについて総合的に判断するものとする。
  - (2) 当該アマチュア局の運用により、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展に寄与するものであること。
  - (3) 他のアマチュア局の免許人が人工衛星に開設するアマチュア局と円滑に通信できるように、アマチュア無線関係団体等への情報提供、インターネットの利用その他の手段による周知広報等について、具体的な手法が確認できるものであること。
  - (4) 複合ミッションで人工衛星にアマチュア無線以外の通信システムを搭載する場合、アマチュア無線による通信システムと他の通信システムが独立しており、無線通信業務間の接続が行われていないこと。他の無線通信業務との組み合わせ運用は認めない。
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
  - (1) 申請内容は、国際調整の範囲内であり、次の書類により確認ができるものであること。
    - ア 国際アマチュア無線連合（IARU）との国際運用調整の結果
    - イ アの調整結果の範囲内で作成された国際調整資料（国際電気通信連合（ITU）事前公表資料（API））
  - (2) 次の書類により確認ができるものであること。
    - ア 発射する電波の変調方式及び伝送情報に関する資料
    - イ 占有周波数帯幅の根拠を示す資料
    - ウ 空中線電力の根拠を示す資料
  - (3) 別表1に掲げる範囲内、かつ、必要最小のものを原則とし、個別に指定する。
- 4 人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局は、移動しない局であること。

ただし、運用上やむを得ない事情があり特にその必要が認められる場合であって、人工衛星に開設するアマチュア局の制御等に支障がないことが確認でき、かつ、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、移動する局とすることができる。ただし、この場合においては、具体的な操作場所を明記するため、「この周波数の使用は、常置場所及び（場所を記載）に停止して運用する場合に限る。」旨の附款を付する。
- 5 無線設備
  - (1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。
  - (2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置しているものであること。
  - (3) 人工衛星のコマンド制御ができなくなった場合に、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を停止する手段を搭載していること。
  - (4) 電波が停波できなくなった場合及び電波の発射の停止を求められた場合、速やかに電

波の発射を停止できる機能を有すること。

(5) 人工衛星等のアマチュア局の送信装置には、第15の26のとおり、人工衛星の制御回線を除き、設備規則第18条第2項に基づき通信に秘匿性を与える機能を有してはならず、通信内容は、他のアマチュア局が聴取できるものであること。

6 運用中は、免許人が常時、無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。

7 電波が停波できなくなった場合及び電波の発射の停止を求められた場合、速やかに電波の発射を停止できる体制を有すること。

8 人工衛星に開設するアマチュア局は、第15の規定にかかわらず、アマチュア業務の中継用無線局として開設することができる。

9 運用計画書等の書類により、上記のすべての事項について確認ができるものであること。

別紙3 無線従事者関係審査基準

[1 略]

2 無線従事者養成課程

[(1)～(6) 略]

(7) 管理者責任は、次の条件に適合するものであること。

ア 当該養成課程の実施場所（随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、当該養成課程の受講者の受講状況を確認できる場所）に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。

[イ・ウ 略]

[(8) 略]

(9) 養成計画の実施に必要な教室（附属設備を含む。）及び機器の使用が可能であること。随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、認定施設者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該養成課程の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織が当該養成課程を適正に実施するに足る能力を有するものであること。

[(10)～(17) 略]

(18) 修了試験を追加して行う場合は、当該試験は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

ア [略]

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了試験を受けることができなかった者で補講を受けたもの（同時受講型授業又は同時・随時受講型授業（同時受講型授業に係る部分に限る。）の場合に限る。）

[イ 略]

[(19)～(23) 略]

[別表2-(1)～別表2-(4) 略]

[3～9 略]

別紙3 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) [同左]

ア 当該養成課程の実施場所（随時受講型授業の場合にあつては、当該養成課程の受講者の受講状況を確認できる場所）に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。

[イ・ウ 同左]

[(8) 同左]

(9) 養成計画の実施に必要な教室（附属設備を含む。）及び機器の使用が可能であること。随時受講型授業の場合にあつては、認定施設者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該養成課程の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織が当該養成課程を適正に実施するに足る能力を有するものであること。

[(10)～(17) 同左]

(18) [同左]

ア [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了試験を受けることができなかった者で補講を受けたもの（同時受講型授業の場合に限る。）

[イ 同左]

[(19)～(23) 同左]

[別表2-(1)～別表2-(4) 同左]

[3～9 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。ただし、別紙1第15の5、6、8、18及び21の改正規定、改正前の審査基準別紙第1第15の5、12、13、14及び15を削る改正規定については、令和 年 月 日から施行する。

【参考】別添 18  
※意見公募の対象ではありません。

○総務省訓令第 号  
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令  
電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表3 識別信号の指定基準(第8章関係)</p> <p>表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準</p> <p>[1～18 略]</p> <p>19 アマチュア局</p> <p>(1) <u>(2)、(3)及び(4)以外のもの</u></p> <p>[表略]</p> <p>注</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 <u>アマチュア局の呼出符号は、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6か月間は、当該期間の直前に当該呼出符号の指定を受けていた者以外の者が当該呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請するアマチュア局には指定しない。</u></p> <p>7 <u>アマチュア局の廃止又は免許の有効期間満了によって使用されなくなった呼出符号は、当該呼出符号の指定を受けていた者から再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請がなされた場合であって、当該呼出符号が当該者以外の者に指定されておらず、かつ、当該者が過去に開設していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を受けていた事実が確認できた場合は、当該呼出符号を指定することができる。</u></p> <p><u>なお、当該者が過去に開設していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を受けていた事実が確認できない場合は、申請者に証明書類の提出を求め確認するものとする。</u></p>	<p>別表3 [同左]</p> <p>表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準</p> <p>[1～18 同左]</p> <p>19 [同左]</p> <p>(1) <u>(2)(3)及び(4)以外のもの</u></p> <p>[表同左]</p> <p>注</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>6 <u>アマチュア局の廃止又は免許の失効によって使用されなくなった呼出符号は、当該呼出符号の指定を受けていた者が再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請が行われた場合において、当該呼出符号を指定することができる。</u></p> <p><u>なお、廃止等されたアマチュア局の呼出符号は、原則として、廃止後6か月以内は、当該アマチュア局の免許人だった者以外の者が開設するアマチュア局には指定しない。</u></p> <p><u>また、外国人が開設するアマチュア局で、次表の呼出符号の指定を受けていた者が廃止又は免許の失効の後、再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請が行われた場合は、当該呼出符号を指定することができる。</u></p> <p>[新設]</p>

8 外国人が開設するアマチュア局（次表の呼出符号の指定を受けていた者が開設するものに限る。）の廃止又は免許の有効期間満了の後、当該呼出符号の指定を受けていた者から再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請がなされた場合であって、当該呼出符号が当該者以外の者に指定されておらず、かつ、当該者が過去に開設していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を受けていた事実が確認できた場合は、当該呼出符号を指定することができる。

なお、当該者が過去に開設していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を受けていた事実が確認できない場合は、申請者に証明書類の提出を求め確認するものとする。

[表略]

[注 略]

9 [略]

(2) アマチュア業務の中継用無線局

[表略]

注

1 人工衛星に開設するものを除く。

2 [略]

3 [略]

(3) アマチュア業務の中継用無線局を遠隔制御するもの

[表略]

注

1 人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔制御するものを除く。

2 地方局別の数字の次の3文字は、ZAAから順次指定する。

(4) 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局

[表略]

注

[1・2 略]

[削る]

[新設]

[表同左]

[注 同左]

7 [同左]

(2) [同左]

[表同左]

注

[新設]

1 [同左]

2 [同左]

[(3) 同左]

[表同左]

注 地方局別の数字の3文字は、ZAAから順次指定する。

(4) 行事等の開催に伴い、臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局、国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局及び無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局

[表同左]

注

[1・2 同左]

3 無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設

[20～24 略]

附 則  
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

するアマチュア局に指定する場合にあっては、呼出符号の地方局別の数字の次の  
3文字がYAAからZZZまでのものを順次指定する。

[20～24 同左]